-19 世紀中葉台湾文書と 19 世紀末日本文書について-

高 橋 実

## ——【要 旨】<del>—</del>—

本稿は、長野県中野市江部・山田家に保存されていた敷物用の渋紙の中に張り合わされていた台湾の地方役所文書や日本の地方役所などの文書についての調査・研究報告である。 渋紙台湾文書は、清末 19 世紀の苗栗県、嘉義県などの公文書であることが明らかとなった。これら渋紙台湾文書は、帳簿の一部など不完全なものが少なくないが、台湾でこれまで残っている文書は省レベルの文書であり、したがって渋紙文書のような県レベルの文書は貴重なものである。淡新檔案・中央政府檔案とあわせて利用すれば、民政、財政、軍事、土地開発及び刑事等の研究に寄与するに違いない。日本文書は、明治 20 年代の新潟県内の地方役所で作成された行政文書などである。

今後、渋紙に関する全国的注意喚起を継続的に行い、山田家と同様の渋紙の発見と保存・ 活用をはかることが課題である。さらに渋紙だけでなく、非現用となった文書の廃棄から 再利用、再々利用のシステムを研究し明確にする必要がある。

日本はある時期の東アジアの文書記録のあり方に責任がある。それゆえ、渋紙台湾文書のような発掘と情報提供は欠かせない。

## 【目 次】

はじめに

- 1 調査の経緯
- 2 渋紙台湾文書の内容と意義
- 3 渋紙台湾文書の位置と今後の課題
- 4 附論

清代台湾公文書の現状と利用について(呉 文星) 渋紙台湾文書の日本語抄訳(黄 紹恒)

- 5 渋紙日本文書の概要(字井隆)
- 6 渋紙日本文書目録

## はじめに

ときどき襖の下張りから貴重な文書記録の発見ということはあるが、柿渋を塗布されて内容が読みにくい渋紙(しぶがみ)の中から貴重な史料の発見ということは珍しいのではなかろう

か。ましてや台湾の文書が貼られていたことが発見されたのははじめてであろう。しかも台湾では、清朝末期の文書記録の伝来が少ないということであるから、貴重な発見である。

山田家でかつて使用されていたこの渋紙は、文書記録の反故を張り合せたものに柿渋を薄く塗布したもので、また簡略な貼り合わせ方法で製作された渋紙であるから、大量生産(したがって反故紙・故紙の大量収集と使用)された可能性があり、そのため現存しているのは山田家のみでない可能性が高い。ただそのようなものが貼られていることを知らないために渋紙文書が「発見」されないのかもしれないのである。

渋紙とは、「大半紙・美濃紙とか帳簿の反故を張り合わせたものに柿渋をひいて防水性を与えた紙。衣料・敷物や本の表紙とかいろいろの物を包むのに用いる」といわれている(久米康生『和紙文化辞典』わがみ堂、1995 年 10 月)。

ほとんどの渋紙は、柿渋が二重三重に塗布され暗い色になっているため、使用された反故紙 の内容が判読できないのが普通である。

#### 1 調査の経緯

### (1) 渋紙文書との対面

国文学研究資料館史料館(通称、国立史料館。2006 年度からアーカイブズ研究系)では、科学研究費の基盤研究 B 「日本近世・近代の地主・名望家文書を中核とした地域史料の総合的研究」(代表、丑木幸男。平成 15 年度~18 年度)を継続的に行ってきた。なかでも信濃国高井郡東江部村・山田家文書の調査や整理および研究は、その中核的な活動である(中野市教育委員会との共編による文書目録全 3 冊。第 3 冊目は 2008 年 3 月刊行予定。共同研究の成果は2008 年中に刊行予定)。

さて 2003 年 8 月下旬に行われた共同史料調査のおりに当該の渋紙文書を「発見」することとなった。当該渋紙は早い段階で整理され、それまでは他の渋紙と同じように単なる「渋紙」として目録に記載されていたのである。それが、保存手当でするために蔵から出して渋紙を扱っていた青木睦氏が、柿渋を塗った裏側の文字が読める中国語文書に「台湾府」など「台湾」の文字があることを「発見」し、これは台湾文書であると調査参加者に知らせたのである。

調査参加者の中に、近く台湾研究者と面談する予定の者がいたので、渋紙文書の写真を持参 し、台湾文書の内容や意義を教示してもらうこととなった。

なお山田家の長女山田正子氏(研究協力者の一人)がいうには、質蔵の二階に当該の渋紙が保存されていたという。山田家では「渋紙」と呼んでおり、これまで他の「渋紙」と同じように長持ちの上掛けや搗き餅の伸ばしや切り餅の寒晒しための敷物として使用していたということである。

### (2) 台湾での問い合わせ

2003 年 10 月下旬、台湾で、呉文星(台湾国立師範大学教授)氏や黄紹恒(当時、台湾国立政治大学教授)氏をはじめ台湾史の専門家に写真をみせて内容を聞いたところ、数枚の限られた写真からであったが、現在の台湾省彰化県、鹿港近くの 19 世紀中葉の地方役所公文書であることが分かった。

## (3) 渋紙文書の再調査

2003年11月末の山田家文書の共同調査の折り、改めて渋紙の詳細な調査を行った。この調査によって台湾文書とともに日本の地方役所公文書ないし準公文書も貼られていることが判明した。

その概要は次の通りである。

#### 台湾文書

道光 (元年=1821) 10年、30年 同治 (元年=1862) 6、9、11年 光緒 (元年=1875) 6、18年 新潟県罫紙文書(赤色罫、青色罫) 魚沼群・北蒲原郡文書 明治 22 年壮丁名簿 太閤記

中越富山の明治 2 7 年電信 内国和文局報着信原書 明治 28 年 渡馬福島郵便電信局 76 通 内国和文着信気象報 明治 27 年 相模国横須賀郵便電信局 13 通

## (4) 台湾史研究の専門家の現地調査

文書、嘉義県裁判所関係文書などである。

2004年1月、中京大学の社会科学研究所の招聘で前述の呉氏と黄氏の2名の台湾史研究者が来日することとなったので、中野市の山田家の現地調査をしてもらうことにした。雪が降った後の寒さが厳しい時の現地調査であったが、調査の結果、台湾各地の地方役所の公文書が多数張られていることが分かった。

たとえば、同治 6~10 (1870) 年代の埋葬許可願書、刑事事件関係文書、塩販売許可関係文書、軍装総局関係文書、福建省から鹿港への積荷関係

この調査段階で、この渋紙文書が台湾史料の中でもつ意味を以下のようにとらえていたのである。渋紙台湾檔案(中国語圏では歴史資料のことを「档案」という。大陸は「档案」だが、台湾では正字の「檔案」である)の発見は重要である。台湾では、地方檔案がほとんど伝えられていない中での発見であり、台湾の社会経済史の貴重な歴史檔案であるからである(呉・黄両氏)。これまでこの時期の檔案の存在は知られていなかったが、この「発見」」によってこの時期でも文書が作成、保存されていたことがわかり、今後相当時代をさかのぼった研究を期待できる(檜山氏)、というものであった。

渋紙台湾文書は貼られたままであるが、一点ごとに 写真を撮ったので、それにもとづいて後日、呉・黄の



両氏らが日本語訳にすることとなった。また日本語訳の完成をまって、渋紙台湾文書について の日台国際シンポジウムを開催しようということになった。

#### (5) 渋紙文書研究会の開催

これらの調査にもとづいて渋紙文書についての研究会を開催することとなった(2004年3月12日、国文学研究資料館・大会議室で開催)。

研究会の趣旨は、「史料館が中心となって調査を行なってきた長野県中野市の山田家に、日常的に使用していた渋紙が多く残されていました。その渋紙の中に、台湾の公文書が張り合わされていたことが昨年の夏に発見しました。今年の1月に、台湾史の専門家に調査していただいたところ、清朝末の1860年代から80年代の台湾地方役所の公文書であることがわかりました。台湾にはこの時期の文書記録は少なく、当該渋紙文書は貴重な歴史史料であることがわかりました。そこで、当該渋紙文書の歴史的位置づけと、その管理保存および活用について、歴史学、史料学、保存科学、修復学などの立場から検討する研究会を開催したいと思います」というものである。

研究報告などは以下の通りである。

- ①山田家所蔵渋紙文書の調査経緯と今後の課題(史料館・高橋実)
- ②渋紙が語る20世紀の国家と社会一「帝国」の文書再利用ネットワークー

(中京大学・檜山幸夫)

- ③渋紙台湾文書の紙質分析について(史料館・青木睦)
- ④渋紙の剥離技術の選定について(瑤春堂・竹内進一)

#### (6) 渋紙文書の剥離と修復

その後、「文化財・芸術研究助成財団」から助成金をえて解体剥離と修復の作業を瑤春堂の 竹内進一氏に依頼し、あわせて台湾文書の写真撮影を行い、そのデータを呉文星・黄紹恒両氏 に送り、文書の内容や意味について検討を依頼した。

解体剥離し、修復が終了し、2005年1月16日付の「修理報告書」が竹内氏より提出された。なお、解体・修復にあたっては台湾文書の処置を優先してもらい、それらの1点ごとの写真は2004年秋までに呉・黄両氏に送っている。総数は断片をふくめて191点である。

#### (7) 台湾で再度協議

2004年8月4日、台湾の台北で関係者が渋紙台湾文書のことで改めて協議し、次のようなことを確認した。

- ①渋紙のことを材料に史料保存のキャンペーンを行いたい。
- ②マスメディアに報道してもらい、渋紙文書の存在に注意を喚起し、国内外の反故文書 の発見と保存につなげたい。
- ③渋紙台湾文書の調査研究をもとに国際シンポジウムを開催したい。

#### (8) 日台国際史料研究会

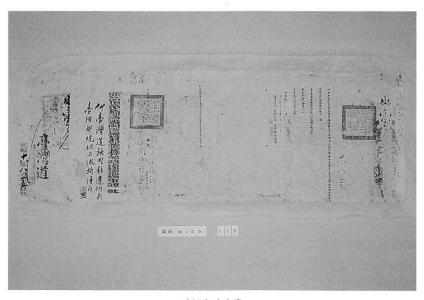
台湾総督府民政長官であった後藤新平関係の史料(岩手県水沢市)を共同調査するために呉

文星・黄紹恒両氏が来日した機会に、日本で発見された渋紙台湾文書についてのアーカイブズ 学的意義を検討し、あわせて剥離・修復となった渋紙文書の展覧を行うための研究会を開催す ることとした(主催は国文学研究資料館アーカイブズ研究系・台湾歴史史料研究会・中京大学 社会科学研究所で、後援は日本財団。2005年4月28日、国文学研究資料館・大会議室で開催)。

開催の趣旨は、「2003 年 8 月の史料調査の折りに、長野県中野市・山田家にある渋紙に台湾文書が張り合わされていたことがわかった。その年の 10 月、台湾で呉文先生・黄紹恒先生らに写真を示して照会したところ清末台湾地方役所文書であることが判明した。2004 年 1 月、呉文星・黄紹恒領先生が来日したおり、現地中野市の山田家を訪問していただき、渋紙調査を行った。それらの調査・研究にもとづいて 2004 年 3 月に渋紙文書研究会を開催したところである。その後、「文化財・芸術研究助成財団」から助成金をえて解体剥離と修復の作業を行った。あわせて台湾文書の写真撮影を行い、そのデータを呉文星・黄紹恒両先生に送り、文書の内容や意味について検討をお願いした。今度、呉文星・黄紹恒両先生が来日される機会に渋紙台湾文書についてのアーカイブズ学的意義を検討し、あわせて修復となった渋紙文書のお披露目を行うための研究会を開催することとした。日本はある時期の東アジアの記録史料の存在に責任がある。その日本で発見された台湾文書の内容と意義を検討し、東アジアのアーカイブズ情報を交換することの意義は小さくない」というものである。

## 研究報告は次の通りで

- ①渋紙文書調査の経緯と今後の課題について(高橋実・アーカイブズ研究系)
- ②東アジアにおけるアーカイブズネットワークについて(安藤正人・アーカイブズ研究系)
- ③渋紙文書の剥離作業や紙質等について(青木睦・アーカイブズ研究系)
- ④日本統治期台湾における史料研究の現状と課題(檜山幸夫・中京大学教授)
- ⑤渋紙台湾文書の内容とその特色について(黄紹恒・国立政治大学教授)
- ⑥清代台湾の公文書に関する現状とその利用について(呉文星・国立師範大学教授)



渋紙台湾文書

山田家の渋紙は大量生産されたもののようであり、したがってこのような渋紙に注意を喚起することによって国内で同じような反古文書が発見される可能性がある。

そこで、日台国際史料研究会の開催にあわせて、渋紙文書の意味と国内外反故文書の存在に注意を喚起してもらうため、広く内外に報道してもらうこととし、共同通信社に情報を提供した。共同通信社では、国文学研究資料館と中野市の山田家などで取材を行い、4月28日の朝刊用に配信した。内容は次の通りである。なお、記事は産経新聞やThe Japan Times をはじめ120をこえる地方新聞、コミュニティー紙などのメディアや、あるいはインターネットニュースで報道された(5月11日のヤフーでの検索)。

十九世紀清朝時代に書かれた台湾の地方役所の文書約百九十点が、長野県中野市の旧家 に保管されていたことが二十七日までに、国文学研究資料館(東京都)の研究グループの 調査で分かった。

清朝期の公文書は、中央のものは中国で研究が進んでいるが、台湾に関しては日本に統治されたことも影響してほとんど残っていない。専門家は「日本の統治時代に流入したらしい。当時の台湾の政治、社会情勢の研究に役立ちそうだ」と注目している。

グループは二十八日、翻訳を依頼していた台湾の研究者と都内で合同シンポジウムを開 く。

中野市江部、山田顕五(やまだ・けんご)さん(89)方の蔵に大量にあった古文書を調査していた同資料館の高橋実(たかはし・みのる)教授(記録史料学)らが二〇〇三年八月、不要になった紙に柿渋を塗って張り合わせてつくり、荷物の梱包(こんぽう)などに使う「渋紙(しぶかみ)」の裏に清朝の年号「道光」「光緒」や漢字の文章、朱印が透けているのを発見した。

その後の調査で盗難届、囚人の獄死報告、殺人事件の捜査報告など一八三〇——八九〇年における現在の彰化県、鹿港周辺の地方役所の文書と分かった。

グループは見つかった百九十一点を渋紙からはがし修復、あらためて台湾の研究者に詳 しい鑑定と翻訳を依頼した。

十七世紀後半から清朝の支配下にあった台湾は一八九五年から一九四五年まで日本支配 下にあり、文書はその間に流入したとみられる。

高橋教授は「古紙を再生利用するために日本に運ばれたのだろう。これだけ大量にあったことから、まだまだ文書が埋もれている可能性がある」と話している。

#### 2 渋紙台湾文書の内容と意義

研究会での黄紹恒氏と呉文星氏の報告によれば、渋紙台湾文書の内容と意義は以下の通りである。

### (1) 渋紙台湾文書の内容について

台湾経済史研究ですぐれた研究業績をあげている黄氏は、全部で22通の台湾文書ついて日本語による具体的な解説をした(台湾文書の内容については、第4節の附論に掲載している)。 黄氏は、清朝台湾の行政制度や文書様式および文書機能のあり方をふまえた上で、これらの

文書は地方役所の公文書であるが、帳簿の一部の断片など不完全なものが少なくない。しかし、 台湾でこれまで残っている文書は、省レベルの文書である。したがって渋紙文書のような府・ 県レベルの文書がほとんどなかったのであるから、その意味で貴重なものであると報告し た。

## (2) 渋紙台湾文書の意義について

台湾史研究の第一人者である呉文星氏は、渋紙台湾文書の意義について次のように報告した (報告については第4節の附論に全文掲載している)。つまり「清代台湾の巡撫衙門、布政使司、 各府、州、庁、県は本来かなり多くの公文書があった。しかし、清代台湾は戦乱が多く、政府 もまだ保存の責務を専門に担う機構を備えていなかったため多くの公文書がきちんと保存され てこなかった。それに加え、台湾の気候は比較的湿度が高いため、虫害などによる損傷が少な くなかった。現存の台湾の古文書は淡新檔案と劉銘伝の撫台檔案の二種類があるのみである。 1949年、中華民国中央政府が台湾に移ってきた時、一部の清代の公文書が台湾に運ばれたが、 その中に台湾に関する史料は少なくなかった」とし、ついで台湾に関する史料館およびその利 用状況を具体的に報告した上で、さらに「1949 年、中国大陸から台湾に移された清代中央政 府の公文書はすでに整理され出版されているものが多く、それら台湾に関する史料を利用した 専門的課題の研究が徐々に増加している。また、清代台湾地方政府の残した公文書は淡新と劉 銘伝撫台檔案が最も貴重であり、常に清代台湾社会経済史研究者に利用されている。今回、予 想外だったのは、長野県山田家で渋紙の台湾史料が所蔵されているのが発見されたことである。 その内容をみたところ、それは清代嘉慶から光緒年間(1818年~98年)における、苗栗、嘉 義県の公文書であることが明らかとなった。租税の徴収、耗羨銀両の護送、防営台帳、犯人逮 捕の通告、事件の調査報告、訴訟・訴状等の文書に分けられ、その性質は淡新檔案と類似して いるが、その史料は零細的なもので、系統的な文書ではないため、これらの文書のみでは史実 の全貌を掌握しにくい。しかし、淡新檔案或いは中央政府檔案中の関連ある文書と併せて利用 すれば、民政、財政、軍事、土地開発及び刑事等の課題の探求と分析に少なからず助けになる と信じている。かつて、一般的に清代台湾の史料が日本に保存されている可能性は少ないと考 えられていた。しかし今回の渋紙の台湾史料の発見は、この考えが改められることを示してい る。将来、日本の台湾研究者が日本に現存する清代台湾史料の発掘に注意を払い、日台研究者 の互いの協力による研究領域が日本統治時期の台湾のみに限られることなく、清代台湾にまで 及ぶことを期待している」と結んでいる。

### 3 渋紙台湾文書の位置と今後の課題

#### (1) 渋紙台湾文書の位置

以上のように台湾では、清朝末期の地方檔案の伝来はそれほど多くなかったが、渋紙という 形で台湾地方文書が残っていることがわかった。これによって歴史研究の時代を相当さかのぼ ることができ、研究領域の広がりが期待できるということが今回の研究会で明確となった。黄 紹恒・呉文星両氏の報告を受けて、今後、渋紙台湾文書のさらなる内容検討と、具体的な位置 づけがなされるであろう。また、この発見を契機に日台両国内での文書調査や「発見」が進め られることを期待したい。

### (2) 今後の課題

渋紙に関する全国的注意喚起を継続的に行い、山田家と同様の渋紙の発見と保存・活用をはかることが今後の課題の一つである。そのためには第2段、第3段のマスメディアを介して情報の提供が必要である。

それとともに渋紙研究を継続し、その成果を公表していくことが課題である。

また、渋紙台湾文書だけでなく、渋紙日本文書の調査と研究は必要である。

さらに渋紙だけでなく、非現用となった文書の廃棄から再利用、再々利用のシステムを研究 し明確にする必要がある。

0

いずれにしても、日本はある時期の東アジアの文書記録のあり方に責任がある。それゆえ、 渋紙台湾文書のような発掘と情報提供は欠かせない。それは従来のように海外にある日本関係 史料の調査・収集にとどまるのではなく、日本にある外国の史料、なかんずく東アジア関係史料の発掘・提供は大事なことである。国立公文書館アジア歴史資料センターがそのような認識 に立って活発な活動していることはたしかである。しかし、必ずしも十分とはいえない。史料の発掘と情報の提供を拡充するために国内外の相互協力体制の構築は必要不可欠である。

## 4 附論

2005年4月28日に開催した日台国際史料研究会での報告の内、呉文星氏と黄紹恒氏の報告を附論として掲載する。

### 清代台湾公文書の現状と利用について(呉 文星)

清代台湾の巡撫衙門、布政使司、各府、州、庁、県は本来かなり多くの公文書史料があった。 しかし、清代台湾は戦乱が多く、政府もまだ保存の責務を専門に担う機構を備えていなかった ことに加え、台湾の気候は比較的湿度が高いため、多くの公文書がきちんと保存されて来なかっ た。現存の台湾の古文書は淡新档案と劉銘伝の撫台档案の二種類があるのみである。1949 年、 中華民国中央政府が台湾に移ってきた時、一部の清代の公文書が台湾に運ばれたが、その中に 台湾に関する史料は少なくなかった。本稿では、現存する台湾の公文書のうち、台湾に関する 史料及びその利用状況について皆さんに簡単にご報告したいと思う。

#### (1) 中央政府の公文書及びその利用状況

①元内閣大庫の所蔵していた明清公文書中の台湾に関する史料

いわゆる内閣大庫档案とは、1910年内閣から学部に移された公文書を指す。1928年中央研究院歴史語言研究所がこの公文書を買い取り、翌年から当研究所が整理を進め、『明清史料』甲、乙、丙、丁の四編を各々10冊、併せて40冊出版した。1949年、この公文書の中から30余万件(もともとの3分の1)を選び出し、100箱に詰め、台湾に運んだ。現在のところ、台北市南港の中央研究院歴史語言研究所に保存されている。台湾に移されたのち、当研究所は明

清資料を引き続き編纂・出版し、現在まで既に甲編から癸編を出版し、併せて 100 冊になる (附録―を参照)。この公文書の史料は計 8200 余件あり、10,000 ページに及ぶ。

この他、『明清档案存真選輯』3集と『清太祖朝老満文原档』2冊も出版された。1981年、当研究所が未開封の档案の整理を進め、1986年より台湾の聯経出版公司から『明清档案』を出版し、すでに324冊を出版している。この公文書の内容は清代の社会、政治、財務、経済、軍事、司法、教育、試験、外交、辺境など一切の行政の記録を包括しており、中でも、乾隆、嘉慶年間が最も多い。公文書の中に台湾に関する資料は多く、例えば『明清資料』丁編の中の鄭成功に関する資料はかなりの数にのぼる。戊編は全て台湾に関する史料である。その他の各編にも少しずつ台湾に関する史料が見られる。

2001年3月より、中央研究院歴史語言研究所が所蔵する公文書資料は国内の個人及び教育、学術研究機構などの利用に開放している。詳しくは当研究所のホームページを参照されたい。最近はこの公文書の中でも、疾病、医療に関する資料が大変重視されており、データベースも建てられている。詳しくは当研究所のホームページを、及び劉錚雲「内閣大庫档案中的疾病与医療史料」を参照されたい(『古今論衡』4、2000年、124-133頁)。この公文書を利用しての更なる究明が待たれる課題は多い。

## ②故宮博物院が所蔵する清代公文書における台湾に関する史料

故宮の清代公文書は大まかに宮中档、軍機処档、内閣部院档、史館档の4種類に分けられる。 40余万件ある宮中档の主なものは歴朝上奏文及びその附属文書で、満文、漢文の上奏文は共 に158,000余件にのぼる。中でも満文の上奏文は2,800余件になる。台湾事務に関する上奏文 は少なくない、政治、経済、社会、文化などの各方面を包括している。例えば清朝の台湾統治 政策、地方官吏の台湾経営、原住民の鎮撫、土地開発、農業生産、雨水糧価、分類械闘、秘密 会党の活動、人民蜂起事件、及び外国との交渉等の史料がその中にある。

軍機処档は月摺包と档冊の二種類に分類される。月摺包は 1746 年から 1910 年まであり、計 189,904 件になる。その中には豊富な台湾史料がある。例えば台湾彰化の小刀会の史料や、康熙、乾隆年間の台湾の米価、乾隆年間の台湾の人口統計、1875 年弁理海防大臣沈葆楨が台北府の設置を願う上奏文、台湾巡撫の邵友濂が台北を省都に定めることを願う上奏文など、いずれも月摺包の中に見られるものである。档冊は目録、諭旨、専案、奏事、記事、電報等の種類に分けられ、合計 7,323 冊になる。中でも、諭旨類の上諭の写しには台湾に関する資料は少なくない。例えば、朱一貴の尋問における供述、台湾人民蜂起と分類械鬥事件の資料、などである。専案档の中には、林爽文の反乱鎮圧の諭旨、上奏文及びそれに関する文書、会党の天地会に関する資料等がある。

内閣部院档は、台湾とは比較的に無関係である。史館档は清代の国史館及び民国初年に設立された清史館の公文書、志書、列伝等に関する資料を含んでいる。これは史館大庫、軍機処、方略館、内閣大庫、各部と各省の督撫衙門、内務府、国子監等の公文書と書籍を包括する。清史稿稿本、清代各朝の皇帝の本紀は519 冊、志書6,558 冊、年表1,484 冊、「台湾伝」等の列伝9,839 冊がある。中でも、台湾史に関するものは少なくない。

現在のところ、台北の故宮博物院がすでに出版した宮中档は康熙朝、雍正朝、乾隆朝、嘉慶朝、道光朝、咸豊朝、光緒朝などの上奏文で、あわせて 271 集になり、各集とも 1,000 ページ

近くある。この他、『清宮月摺档台湾史料』8冊、『清宮諭旨档台湾史料』6冊、『清宮廷寄档台湾史料』3冊、『清宮洋務始末台湾史料』4冊、『清宮宮中档奏摺台湾史料』6冊が出版されている(附録一を参照)。その他、まだ出版されていない公文書も全て借出し、閲覧が可能であり、また複写の申請も出来る。故宮の所蔵資料の検索は当院のホームページを利用できる。宮中档及び軍機処档はデータベースを検索できる。また、料金を支払えば全文を複写することも出来る。これまで故宮の公文書を利用して完成された研究成果は大変実り多いものとなっている。代表的な論著に莊吉発の『清代台湾会党史研究』(台北市:南天書局、1999)、「錦繡山河ー台湾輿図的繪製経緯」、「職貢有図ー台湾原住民的民俗図像」、李天鳴の「興利除弊ー福康安與台湾建設」、沈景鴻の「沈葆楨對台湾開発的貢獻」、傳樂治の「地盡其利一丁日昌與台湾資源開発」、馮明珠の「唇齒相依ー細述中法越南戦争中之閩台海戦」、林信美の「求富図強ー劉銘伝與台湾鉄路的興建」(国立故宮博物院《故宮台湾史料概述》台北市:当院、1995)等がある。

## ③総理各国事務衙門档案の台湾に関する史料

この公文書は1955年に外交部から中央研究院近代史研究所に移され保管されている。計 6,000 余冊、約 5,000 余万字になる。年代は清の咸豊 10(1860)年から宣統 3(1911)年となっ ている。文書の種類は奏摺、上諭、照会、咨文、申呈、公私函件、稟文、告示、調査報告、説 帖、條約、章程、合同、匿名掲帖、供詞等の資料を含む。その内容は外交や国防に限らず、四 国新档、辦理撫局、海防、各国教務案、各国立約換約、各国使領、地方交渉、租地租界、通商 税務、禁令緝捕、邊防界務、航務、各省鉱務、籌借華洋商款、出使与設領、越南档、朝鮮档、 澳門档、西藏档、緬甸档、各国賽会公会、保和会、紅十字会、辛丑議約、庚子賠款、收発電報、 その他等26種類に大まかに分けることが出来る。すでに出版されているものには『海防档』、 『鉱物档』、『中法越南交渉档』、『四国新档』、『清季中日韓関係史料』、『教務档』、『道光咸豊両 朝籌辦夷務始末補遺』、『中美関係史料』、『保薦人才、西学、練兵』等がある(附録一を参照)。 これらは、いずれの公文書も何等かの台湾に関する史料を有する。例えば台湾銀行経済研究室 は海防档の中で台湾の資料を選出し、『台湾海防档』を2冊編集した。越南档は選出を経て、 『法軍侵台档』4 冊と『法軍侵台档補篇』をつくった。また、『四国新档』、『鉱物档』、『清季中 日韓関係史料』及び『教務档』にも多くの台湾資料が含まれる。このうち、日中関係には 150 余件あり、大多数が日中甲午戦争の後、条約が結ばれ、台湾が割譲され、台湾民主国が成立し、 日本軍に抵抗し、敗戦となり、劉永福が中国大陸に渡ったことなどの資料である。教務档もま た、台湾に関する多くの資料を有する。

この史料を利用して完成させた台湾に関する論著には、代表的なものに黄嘉謨の『甲午戦争前台湾之煤鉱』(台北市:中央研究院近代史研究所、1961)及び『美国與台湾』(台北市:中央研究院近代史研究所、1966)、呂實強の『丁日昌與自強運動』(台北市:中央研究院近代史研究所、1972)等がある。

以上三種類の公文書は、1949年に中国大陸から台湾に運ばれてきた清代の公文書である。 続いて報告するのは、もともと台湾に保存されていた清代の公文書である。淡新档案と劉銘伝 撫台档案が最も重要であるとされる。

## (2) 地方政府の公文書及びその利用状況

#### ①淡新档案

いわゆる淡新档案とは、清代台湾淡水庁と新竹県の公文書である。現在のところ国立台湾大 学図書館に保存されている。これは現存する唯一の清代台湾の府、州県、庁の公文書である。 1895年、台湾が日本に割譲されてのち、この公文書は台湾総督府新竹地方法院が管理を引き 継ぎ、その後台湾覆審法院に転送された。1936年、覆審法院は台北帝国大学文政学部に研究 資料として贈与した。戦後、淡新档案は台湾大学から引き継いで、法学院に移され保管された。 その後、戴炎輝教授が中心となって整理、修補の作業を行なった。公文書の年代は嘉慶 17 (1812) 年から光緒 21 (1895) 年の台湾割譲までの淡水庁と新竹庁の档案で、全部で 1.163 件 になる。行政、民事、刑事の三種類に分けられる。そのうち、行政類が最も多く、あわせて 574 件、つまり民事類 224 件、刑事類 365 件ある。行政類も総務 100 件、民政 91 件、財政 100 件、建設 71 件、交通 47 件、軍事 61 件、撫墾 103 件あり、民事類は人事 13 件、田房 138 件、 賎債 68 件、商事 5 件に分けられる。刑事類もまた総務 120 件、人身自由 61 件、財産侵奪 123 件、公共秩序 19 件、風化 42 件に分けられる。1971 年、戴氏は行政類から 475 件を選んで 『淡新档案選録行政篇』初集(全4冊)に収録、これを出版し、その後、続編を出版し続け、 現在まで既に 12 冊を出版した。この公文書もまたかつてアメリカ合衆国シアトルのワシント ン大学図書館によってマイクロフィルムに撮影され、計 33 リールある。現在、国立中央図書 館台湾分館にも一部のマイクロフィルムが保存されている。目下、この公文書はデータベース が建てられているところであり、将来さらに便利に利用することが出来る。

淡新档案は台湾法制史研究の史料となるばかりでなく、台湾地方政治、社会、経済等を研究する重要な材料となり得る。戴炎煇の『清代台湾之郷治』(台北市:聯経出版公司、1979) は、最も重要な材料が淡新档案である。この他、王泰升の『従淡新档案觀察清治台湾官府法律之運作』(台北市:行政院国家科学委員会、1998)、陳韻如の『帝国的盡頭-淡新档案中姦拐故事與申冤者』(台北市:台湾大学法律研究所修士論文、2004)、邱純惠の『十九世紀台湾北部的犯罪現象-以淡新档案刑事類為例』(台北市:台湾大学法律研究所修士論文、1990)等、いずれも淡新档案による研究成果である。

#### ②劉銘伝撫台档案

いわゆる劉銘伝撫台档案とは、清代光緒年間の恒春県、彰化県の両県の公文書である。現在は国立台湾博物館(元台湾総督府博物館)に保存されており、計 164 件あるが、1953 年に整理を行い、劉公出処、設防、撫蕃、清賦、理財、鉄道、郵電、鉱物、樟腦、建省、洋務、鴉片、風災、風化、人事、沈葆楨建祠等の 16 種類に分けられた。そして台湾文獻第 7 卷第 3、4 期及び第 8 卷第 1 期に、「劉銘伝撫台档案整輯録」を表題として載せられた。1969 年、台湾銀行経済研究室があらためて『劉銘伝撫台前後档案』として刊行している。

#### (3) 結び

以上のことからわかるのは、1949 年、中国大陸から台湾に移された清代中央政府の公文書はすでに整理され出版されているものが非常に多かったが、中でも台湾に関する資料が利用された専門的課題の研究が徐々に増加していることである。また、清代台湾地方政府の残した公

文書は淡新档案と劉銘伝撫台档案が最も貴重であり、常に清代台湾社会経済史研究者に利用されている。今回、予想外だったのは、長野県山田家で渋紙の台湾史料が所蔵されているのが発見されたことである。その内容をみたところ、それは清代嘉慶から光緒年間における、苗栗、嘉義県の公文書であることが明らかとなった。租税の徴収、耗羨銀両の護送、防営台帳、犯人逮捕の通告、事件の調査報告、訴訟・訴状等の文書に分けられており、その性質は淡新档案と類似しているが、その史料は零細的なもので、系統的な文書ではないため、これらの文書のみでは史実の全貌を掌握しにくい。しかし、淡新档案或いは中央政府档案中の関連ある文書と併せて利用すれば、民政、財政、軍事、土地開発及び刑事等の課題の探求と分析に少なからず助けになると信じている。

かつて、一般的に清代台湾の史料が日本に置かれている可能性は少ないと考えられていた。 しかし今回の渋紙の台湾史料の発見は、この考えが改められることを示している。将来、日本 の台湾研究者が日本に現存する清代台湾史料の発掘に注意を払い、日台研究者の互いの協力に よる研究領域が日本統治時期の台湾のみに限られることなく、清代台湾にまで及ぶことを期待 している。

### 台湾で出版された清代公文書関係書

- 1. 李光濤編《明清史料》甲至癸編、台北市:中央研究院歷史語言研究所、1975(計 100 冊)。
- 2. 張偉仁主編《明清檔案》、臺北市:中研院史語所出版聯經印行、1986(計 324 冊)。
- 3. 李光濤編《明清檔案存真選輯》、臺北市:中央研究院歷史語言研究所、1959-1975(計3集)。
- 4. 廣祿、李學智譯註《清太祖朝老滿文原檔》、臺北市:中央研究院歷史語言研究所、1970 (計2冊)。
- 5. 國立故宮博物院編《宮中檔康熙朝奏摺》、台北市:國立故宮博物院、1976-1977(計9輯)。
- 6. 國立故宮博物院編《宮中檔雍正朝奏摺》、台北市:國立故宮博物院、1977-1980(計32輯)。
- 7. 國立故宮博物院編《宮中檔乾隆朝奏摺》、台北市:國立故宮博物院、1982(計75輯)。
- 8. 國立故宮博物院編《宮中檔嘉慶朝奏摺、台北市:國立故宮博物院、1993-1995(計51輯)。
- 9. 國立故宮博物院編《宮中檔道光朝奏摺》、台北市:國立故宮博物院、1995(計30輯)。
- 10. 國立故宮博物院編《宮中檔咸豐朝奏摺》、台北市:國立故宮博物院、1990(計48輯)。
- 11. 國立故宮博物院編《宮中檔光緒朝奏摺》、台北市:國立故宮博物院、1973-1975(計 26 輯)。
- 12. 國立故宮博物院編《宮中檔奏摺補遺》、台北市:國立故宮博物院,臺北市:國立故宮博物院, 1993。
- 13. (清) 李奉翰等著《宮中嘉慶朝漕運奏摺》、出版地、出版社と出版年は欠く。
- 14. (清) 長齢等著《宮中檔嘉慶朝鹽務奏摺》、出版地、出版社と出版年は欠く。
- 15. (清) 江蘭等著《宮中檔嘉慶-道光朝礦務奏摺》、出版地、出版社と出版年は欠く。
- 16. (清) 梁中靖等著《宮中檔道光朝鹽務奏摺》、出版地、出版社と出版年は欠く。
- 17. (清) 崇編等著《宮中檔咸豐朝鹽務奏摺》、出版地、出版社と出版年は欠く。
- 18. 洪安全主編《清宮月摺檔臺灣史料》、臺北市:國立故宮博物院、1994-1995 (計8冊)。
- 19. 洪安全主編《清宮諭旨檔臺灣史料》、臺北市:國立故宮博物院、1996(計6冊)。
- 20. 洪安全主編《清宮廷寄檔臺灣史料》、臺北市: 國立故宮博物院、1998(計3冊)。
- 21. 洪安全主編《清宮洋務始末臺灣史料》、臺北市:國立故宮博物院、1999(計4冊)。

- 22. 洪安全主編《清宮宮中檔奏摺臺灣史料》、臺北市:國立故宮博物院、2001(計6冊)。
- 23. 中央研究院近代史研究所編《海防檔》、臺北:当研究所、1957。
- 24. 中央研究院近代史研究所編《礦物檔》、臺北:当研究所, 1960。
- 25. 中央研究院近代史研究所編《中法越南交涉檔》、臺北:当研究所、1962。
- 26. 中央研究院近代史研究所編《四國新檔》、臺北:当研究所、1966。
- 27. 中央研究院近代史研究所編《道光咸豐兩朝籌?夷務始末補遺》、臺北:当研究所、1966。
- 28. 中央研究院近代史研究所編《清季中日韓關係史料》、臺北:当研究所、1972。
- 29. 中央研究院近代史研究所編《教務教案檔》、臺北:当研究所、1974-1981(計7冊)。
- 30. 中央研究院近代史研究所編《中美關係史料》、臺北:当研究所、1968-1990(5冊)。
- 31. 中央研究院近代史研究所編《保薦人才、西學、練兵》、臺北:当研究所、1991。
- 32. 臺灣銀行經濟研究室編輯《臺灣海防檔》、南投市:臺灣省文獻委員會、1997(計2冊)。
- 33. 臺灣銀行經濟研究室編輯《法軍侵臺檔》、南投市:臺灣省文獻委員會、1997(計4冊)。
- 34. 臺灣銀行經濟研究室編輯《法軍侵臺檔補編》、南投市:臺灣省文獻委員會、1997。
- 35. 戴炎輝原編、高志彬重編《淡新檔案目錄稿》、臺北市:臺北市文獻會、出版年欠く。
- 36. 淡新?案校註出版編輯委員會編輯《淡新檔案 第一編 行政》、臺北市:國立臺灣大學、1995 (12 冊出版した)。
- 37. 臺灣銀行經濟研究室編《劉銘傳撫臺前後檔案》、南投市:臺灣省文獻委員會、1997。 (台湾国立師範大学歷史学科教授兼文学院院長 呉 文星)

## 渋紙台湾文書の日本語抄訳(黄 紹恒)

## 第1案「黄錦鳳に所属する田畑を耕す小作人らは地租を払え敢えて滞納すれば罰す」

嘉慶 23 年 1 月 27 日業主(=地主)柯預は次の判決をいただきました。

前台湾知県温は地租として所定石数を徴収しなさいと言い渡しました。

同 2 年 2 日柯預はまた次の判決をいただきました。

前台湾知県温は地租の徴収を催促するよう命令しました。

同2年10日村の小作人郭回らは偽ることを県令に訴えましたが

前台湾知県温はお前ら(小作人)が黄錦鳳に所属する田畑を耕してその面積が嘉慶 15 年の測量によると 13 甲 1 分 8 厘、それに相当する屯租すなわち 28 石 7 斗余を漏れることが分かった。お前らはすでに長い間この事実を隠れて全然納付していないのみならず業主柯預の報告によると全然納付しようとするつもりがないと分かった。早く納付しなさい、さもなければ処罰する、と判決を下りました。

同6月6日月柯預はまた次の判決をいただきました。

前台湾知県温は小作人を納付させるよう厳しく催促しなさいと指示しました。

同9月3日柯預はまた次の判決をいただきました。

前台湾府知府鄭は台湾県令が厳しく年貢の納付を催促するには役人のやり方に対してトラブル を惹き起さないよう十分注意しなさいと指示しました。

同9月23日柯預はまた次の判決をいただきました。

前台湾府知府鄭は台湾県に対して年貢の完納を催促するよう命令しました。

## 第2案「台湾県は耗羨銀銀両を上納する」

台湾県は耗羨銀銀両の上納のためにご報告いたします。

弊県は毎年の年貢額が3096両9銭8厘9毛を計上し養廉公費を控除すると耗羨銀163両5銭9分5厘9毛を台湾府に上納することになります。嘉慶23年分についてすでに銀54両4銭4分3厘9毛を上納したため、109両1銭5分2厘を追加します。したがって、関係書類を備えて銀両と一緒にお送りいたします。

台湾県令温

台湾府知府鄭 殿

嘉慶 23 年 11 月 28 日

## 第3案「犯人楊修(即ち許受のこと)の病気を診断し処方を与える」

監禁されている犯人楊修(即ち許受のこと)の病気を診て彼は膵と胃が衰弱であるために手足が痩せて高熱と悪寒が繰り返し下痢も止まらなく飲食がほとんどできないことになったために、 膵と胃を健康する処方として下記の薬を与えます。

## 第4案「邱漲と邱弗を殺傷して死亡させた陳振等を逮捕することに関する件」

嘉義県民である邱漲と邱弗は陳振等に殺傷され死亡した案件については、同県知県張縉雲および王衍慶は期限内犯人たる陳振等を逮捕することができなかったため罰せられたことになった。

第5案「大社庄民林代は常習犯蔡廉らに牛などの財産が強奪され家屋も燃やさせられた件」 台湾府台湾県大社庄民林代は常習犯蔡廉・王心婦仔・鄭懐伝らに牛などの財産が強奪され家屋 も燃やさせられたため告訴を提出した。これによって台湾府台湾県高は犯人を速やかに逮捕す るよう命令を下った。そのなか、逮捕された王心婦仔は感冒のため監禁中死亡した。その死体 は検査を経て虐待された痕跡が発見しなかったため家族に知らせて取りに来た。

#### 第6案「張印・林雲に関する保甲民戸冊」

張印は福建省永春州生まれ、47 才、農民で、その妻は陳氏、子息である天生は 10 才である。 林雲は福建省同安県生まれ、37 才、農民で、その妻は羅氏、弟である界は 35 才でその妻は鄭 氏である。

以上のことは淡水庁下油車庄総理陳秉維、□長戴欽と同林応により証明する。

第7案「内閣より伝えてきた御史馬元瑞の上奏した'人民に対して年貢を軽減する、訴訟に慎む、善政を敷く、説論を良くする'との意見書!

同治帝は御史馬元瑞の意見書を勅令として各省に発布して確実に施行せよと命令を下った。

## 第8案「董薦が強盗殺害を理由に陳戇を告訴する件」

同件について鳳山県知県が速やかに現場に赴き調査しないと、按察使道員呉は命令を下った。

## 第9案「温国安を強奪した犯人楊天を逮捕する件」

善化里西保北寮庄総理温国安は強盗犯として楊天を告訴したため台湾県知県に速やかにこの件 を処理しなさいと、按察使道員呉は命令を下った。

## 第10案、「今年の年貢は6月4日から徴収し始まるとの知らせ」

台湾県知県白は今年の年貢が6月4日から徴収し始まるとの旨で告示を発した。

## 第11案「彰化県鹿港街民王興死亡事件」

王興はもともと彰化県鹿港街の車路口街で商売をやっていたものであるが、同地の施氏同士の武装衝突に巻き添えられたため死亡した。王の祖父である王箋(67才)は告訴を提出した。 彰化県知県盧は王箋が関係のない者までに告訴した嫌いがないとはいえないため確実に調べる 必要があるという意見を下った。

### 第12案「台湾県典史たる陳詩学は養廉銀を申請する件」

台湾県典史を勤めている陳詩学は同治9年夏・秋・冬分の養廉銀を申請する。その金額は銀14両4銭6分1厘7毫である。

### 第13案「彰化県揀東上保旧社民林振蒲とその娘である随英が殺害された件」

告訴人である林丕烈(60 才)は次男振蒲と孫娘随英が同治8年8月23日夜匪賊林日らに殺害されたために告訴を提出した。

## 第14案「台湾噶瑪蘭営に派遣し駐在させる軍隊兵士名簿」

連江営游撃参将祝善銓は台湾噶瑪蘭営へ派遣する福建連江営兵士に関する件を下記のように報告した。

台湾噶瑪蘭営へ派遣する福建連江営兵士は弓箭手戦兵1名、同守兵1名、鳥鎗手戦兵1名、同守兵4名、籐牌手守兵1名、大砲守兵1名というので、それぞれの年齢などの個人資料はつぎのうようなものである。

## 弓箭手戦兵1名

翁拱照 28 才 福建福州府連江県生まれ 顔色が紫、鬚なし、?痣なし、左手は箕4つ、右手は升1つ、両親とも亡くなった、未婚、弟の名前は成煥、腰刀の番号は54号

## 第 15 案 「楊上宝・徐泰・何新・江栄舟・何升・張得禄は左営同安出身の兵士程向東らに対し て強盗の罪で告訴を提出した件」

楊上宝・徐泰・何新・江栄舟・何升・張得禄は左営同安出身の兵士程向東らが白昼堂々と次のような楊上宝らに属する物品を強奪しために速やかに犯人を逮捕するようにお願い申上げます。 下記はそれぞれ強奪された物品のリストです。

また、逮捕されたのは程向東(すなわち専一阿片館のこと)、兵士陳有玩、博徒荘光蓬(すなわち泉青銭舗のこと)、兵士陳阿儀・陳阿海・翁仔桃・鄭酔(すなわち鄭鴣鷓のこと)・鄭臭頭および氏名不明のもの十数名です。

第16案「淡水庁属聚子館の塩販売に関する月報」

淡水庁属聚子館は光緒 5 年 10 月上旬(10 日間)において塩販売に関する収支内訳を報告した。 5 年 10 月現在の塩は 9 月分の繰越塩が 1962 石 3 斗 7 升 8 合、10 月上旬の分である 3 石 4 斗 7 升 2 合が追加され、また販売された 35 石 1 斗と 3 石 1 斗を控除したため倉庫に保管されている量が 1927 石 6 斗 5 升になる。

第17案「兵士陳永成は様仔林街にある同興米舗の主人李淮およびその郎党に殺傷された件」

兵士陳永成というものは様仔林ということろに住んでおり今年の2月11日夜祭祀のため上官に従って目的地に赴き、途中様仔林街を経る際思わず同街の同興米舗の主人李淮が数十名の暴徒を率いて陳永成を殺傷した。調べるところにより陳は李のことが全然知らなきて理由もないことで殴られたわけであるために部隊長葉は台湾県知県沈に対して速やかに犯人を逮捕するよう公式の文書にって依頼した。

第 18 案「嘉義紳士蔡霞標が命令を服従しないのみならず軍の武器を奪って長官を殴った件」 嘉義練営兼管軍装総局の李勝才は次のことを報告した。

10月26日夜、李は兵士を率いて下横街を経る際、兵士の一人陳得超は嘉義紳士蔡霞標とその付き人にぶつかったため互いに乱闘するようになった。蔡は町の人を呼びかけ李らを攻撃して兵器まで奪った。このために李は奪われたものをリストアップして告訴を提出した。

これを受けて当地の有力者である林啓豊らは乱闘に加わった何明と石輝らを捕まえ台湾県の官庁に送り同じことが二度と惹き起さないように保証した。

## 第19案「苗栗県犯人鄧細伝は病気のために獄死になった件」

苗栗県知県沈茂蔭は監禁中の犯人鄧細伝の獄死について関係書類1冊、死体検査表(屍格)1冊、関係者の声明書を備えて閩浙総督兼福建巡撫譚に同件を報告した。

仵作洪彰は48才の鄧の死因は病気であり、虐待され死に至らせる事情が全然ないと報告した。 医生李清河と苗栗県知県沈茂蔭も同意した。特に苗栗県知県沈茂蔭は自ら死体を検査したこと ・を強調した。

## 第20案「日中講和条約が不公平のために近日中西洋の軍艦が台湾に来航する件」

日中講和条約(下関条約のこと)は不公平なもので、西洋各国がその批准を阻止するよう近日 中軍艦を台湾に派遣し自国の商人を保護するという旨によって、安平・鳳山・嘉義・恒春など の4県に対して告示を下る。

第21案「台湾県頭役張逞は指定された年貢徴収地域から新豊里を元の請負人林送に帰す件」台湾県頭役張逞は自分の責任地域である大穆降庄新化東広儲東西などのところにおける年貢徴収がすでに精一杯であると称し、新豊里がもともと林送の責任地域であるので林に帰するよう台湾県知県に上申した。

## 第22案「海運業者は台湾の穀物を対岸に輸送する件」

一、同安県籍の水運業者石長発は1石につき銀6分6厘6毛5糸の運賃で?浦行きの穀物150

石を輸送したため、その料金は9両9銭9分7厘5毫になる。

本日の料金総額は銀123両9銭6分9厘で、前の料金を加えればのべ2557両4銭5分5 厘4毫1糸4忽7微7繊6沙2塵6埃4渺3漠になる。

### 1月24日

一、龍渓県籍の水運業者金合勝は1石につき銀6分6厘6毛5糸の運賃で?浦行きの穀物50石 を輸送したため、その料金は3両3銭3分2厘5毫になる。

(台湾国立交通大学人文社会学系教授・客家文化学院副院長 黄 紹恒)

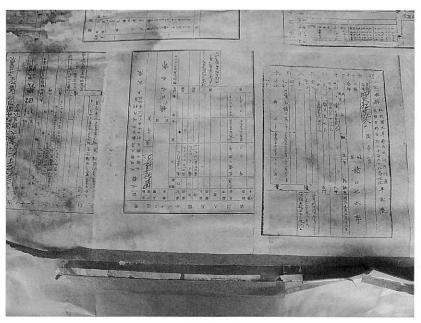
## 5 渋紙日本文書の概要(宇井隆)

長野県中野市の山田家で所蔵されていた渋紙の中より発見された日本の文書は、断片のものも含めて全部で297点である。もちろん、これらの文書は、古紙となった文書の簿冊をバラバラにしたものが、無秩序に継ぎ合わされて渋紙となったわけであるが、全体を見ると、次の様ないくつかの史料群に分けることができる。

- ① 近世の帳面。
- ② 真書太閤記の写本。
- ③ 新潟県内で作成された行政文書。
- ④ 各地の郵便電信局の電報着信紙。
- ⑤ 全くの断片。

もっとも史料群といっても、古紙の集合体というその性格からして、そのなかに完結した史 料が存在するわけではない。

では次に、それぞれの史料群について、もう少し詳しく見てみたい。



渋紙日本文書

## ① 近世の帳面

(史料番号 211・213)

ともに同じ金銭割賦帳の一部分である。もとの形態は、横帳である。

(史料番号 214 • 215)

ともに同じ金銭書上帳の一部分である。もとの形態は、横帳である。

(史料番号 225·227·248)

ともに同じ金銭書上帳の一部分であるが、史料番号 248 は断片である。もとの形態は、横帳である。

(史料番号 226)

金銭書上帳の一部分。形態は、横帳である。

## ② 真書太閤記の写本

(史料番号 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・38 1・382・418・419・437・438・457)

『太閤記』は、豊臣秀吉の事蹟を書き留めた記録で、小瀬甫庵の手により江戸期に完成している。しかし『真書太閤記』は、幕末に栗原柳庵が、『太閤記』をはじめ多くの伝記をもとに全360巻にまとめたもので、明治期に入ってから完成している。今回確認されたのは、この『真書太閤記』の写本で、断片状になったものも含めて、全部で27点であった。

## ③ 新潟県内で作成された行政文書

(史料番号 201~203)

明治22年3月に、戸長役場から新潟県知事宛に提出された、北蒲原郡宮島村飛地表である。 この時期は、明治21年4月に公布された町村制の実施時期の直前でもあり、それと何か関係 があったのであろうか。

(史料番号 207·401~403·475~479)

壮丁名簿であるが、全部で 9 点あり、全て新潟県北魚沼郡内のものである。年代的には、明治 21 年と明治 22 年であるが、明治 21 年のもの 1 点は、明治 22 年の簿冊に綴られていたものであろうか。

(史料番号 243 · 245 · 247 · 249 · 266 · 267 · 285 · 286 · 304 · 305 · 322 · 323 · 341 · 342 · 360 · 361 · 379 · 380)

版心に新潟県とある朱罫紙(13 行×2)で全部で18 点あり、全て未使用である。新潟県で作成される文書用に作られたものであろう。

(史料番号 251 · 270 · 325)

明治 22 年 5 月から 6 月にかけての、新潟県内務部土木係と雇の石附太郎次との間の、測量 雑費の請求に関する遣り取りである。なおこれらの文書は、史料番号 269・287・288・324・ 459 と同じ簿冊に綴られていたものであろうか。

(史料番号 269)

新潟県中蒲原郡津島村の住人から新潟県土木課宛に出された、同郡内小須戸線改築道路に係 わる潰地代金の請求に関する上申書である。

(史料番号 287 • 288)

第二区と第五区の土木工営派遣所の旅費精算に関する文書であるが、この工区は史料番号 269 にある中蒲原郡内の小須戸線改築道路の工区であろうと思われる。

(史料番号 289 • 326)

明治27年の雑事丙書類の目録部分。

(史料番号 324 • 459)

元道路看守人中邨伊之助の給与について、新潟県内務部土木係より第二区土木工営派遣所へ 照会したもの。

(史料番号 398~400 · 435 · 436 · 455 · 456 · 473 · 474)

新潟県中魚沼郡茶業組合規約の認可に関連した文書で、中魚沼郡役所と新潟県農商課の間で 遣り取りされたものである。なお、史料番 400 と 399、436 と 435、456 と 455 で、それぞれ 1 点の文書である。また、史料番号 398~400・435・436・455・456・472・473・474 は、同じ簿 冊に編綴されていたものと思われる。

#### (史料番号 472)

新潟県南蒲原郡茶業組合規約の認可に関する文書。

(史料番号 417・480)

西蒲原郡長より新潟県知事に提出された、明治25年度第二期地方税の減額調書。

(史料番号 488)

刈羽郡長より新潟県知事に提出された、明治25年度第二期地方税の納額調書。

(史料番号 481・483~485・487)

中魚沼郡役所から新潟県内務部に提出された中魚沼郡統計項目表の、それぞれ一部であると 思われる。

(史料番号 482 • 486)

南魚沼郡役所から新潟県内務部に提出された南魚沼郡統計項目表の一部で、史料番号 486 は 史料番号 482 の後ろに綴られていたものと思われる。

#### ④ 日本各地の郵便電信局の電報着信紙等

断片を含めて、全部で 180 点が確認された。これを着信局、つまりこの文書を所蔵していた 局ごとに分類すると、推定できるものも含めて判明しているものだけで、以下のようになる。 なおこの着信局については、着信紙に捺されている局印によった。

摂津大坂高麗橋局	64 点	延岡局	1点
相模横須賀局	15 点	豊後杵築局	3点
東京麻布局	12 点	豊後竹田局	3点
越中富山局	10 点	川之石局	2点
(豊後)臼杵局	10 点	下谷局	1点
羽前加茂局	10 点	備前岡山局	1点
下総松戸局	8点	別府	1点
佐伯局	5 点	熊本局	1点
釧路局	5点	釜山局	1点
東京神田局	5 点	堀江局	1点

大坂高麗橋郵便電信局の点数が突出しているほかは、関東・北陸・九州・北海道・中国とほ

ぼ全国各地のものが見られ、また外地である釜山郵便電信局のものも含まれている。年代的には、明治27・28年で、年欠のものも含めて、ほぼ同年代であろうと思われる。

では、これらの文書が郵便電信局においてどのように処理されていたのであろうか。史料番号 257 に「内国和文局報着信原書 七六通 渡馬福島郵便電信局」と書かれた簿冊の表紙がある。これは電報着信紙綴の表紙であり、恐らくこれらの電信紙は、一定の期日分ごとにこうした表紙を付けられて綴られ、保存されたものと思われる。

では次に、これらの電報着信紙のなかより、いくつか特徴的なものに注目してみたい。 (史料番号 278)

明治 27 年 7 月 8 日に、姫路第 8 旅団長より第 4 師団司令部「マナベ」参謀長宛てにだされた電報で、その内容は、第 14 聯隊の「スミョシ」曹長と第 4 師団司令部の「アヲキ」曹長とを交換して、「アヲキ」を 4 番に抜擢したいというものである。こういった人事に関する電報は、氏名の部分、あるいは全文が暗号電報となることが多く、いかに官報の親展指定といっても、このように全文が平文のものはあまり例がないのではなかろうか。

## (史料番号 335)

明治 27 年 7 月 9 日の電報で、陸軍省の「ノダ」経理局長から第 4 師団の「ホリ」監督に宛てられたもので、物品の送付に関するものである。ある品物を、明日から 5 日間の間に、送付するようにというもので、物品名やその通知先については暗号となっていて、不明である。翌月に始まる日清戦争と、何か関係があるのであろうか。

### (史料番号 355)

明治28年2月27日の電報で、京都の「キリヤマハコブ」から東京の「カ子コケンタロウ」方の「ダンタクマ」に宛てられたものである。「キリヤマハコブ」については不明であるが、「カ子コケンタロウ」は「金子堅太郎」、「ダンタクマ」は「団琢磨」であろうと思われる。金子堅太郎は、福岡藩出身の官僚政治家で、この当時は第二次伊藤博文内閣の農商務次官であった。また団琢磨は、同じく福岡藩出身の実業家で、当時三井鉱山合名会社の事務長か専務理事であったはずである。電文の内容は、無事に京都に到着したという極めて簡潔なもので、それ以上推測の仕様がないが、金子堅太郎方団琢磨という宛先とともに、この電報がどのような背景のもとで打たれたのか、興味を引くところである。

(台湾総督府文書調査団 宇井 隆)

### 6 渋紙日本文書目録

註、文書番号は、敷物を解体した時に付けた番号である。解体・修復した瑤春堂の「修復報告書」によれば、201番から 496番の文書は、「敷物の渋柿塗布面から分離~剥離した」文書であるという。

201 存番 202 203 203 203 203 203 203 203 203 203	技術 (新術)	表題(内容) 北補原郡宮島村飛地 表 飛地表 (新潟県北蒲 原郡宮島村)	年 代 明治22年3月20日 明治22年3月20日 明治22年3月20日	作 成 北滿原郡大室村外九ヶ村 戸長 田崎周平 北蒲原郡大室村外九ヶ村 戸長 田崎間平 上浦原郡大室村外九ヶ村	充 先   新潟県知事 篠崎五郎 新潟県知事 篠崎五郎   新潟県知事 篠崎五郎	備 考 史料 201~203 は同じ簿冊の一部 簿冊の表紙 史料 201~203 は同じ簿冊の一部 史料 201~203 は同じ簿冊の一部
		付孫地親〕 (真書太閤記) (真書太閤記)		村戸長 田崎周平		左側三分のに欠損 史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁右側三分のに欠損 史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
	(本)	(真書太閤記)	田公の在			
	(B) (基本) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	明估廿二年七[明治 22 年七丁名簿。 (明治 22 年七丁名簿。 新潟県北魚沼郡上條 村橋山栄吉]	明帝公平			左側三分の一次債 壮」
	in i	(真書太閤記)				史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
	<b>道</b>	(真書太閤記)				史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
	(真)	(真魯太閤記)				左側三分の一次損 史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
	(委)	(金銭割賦帳]	(近世)			史料 211 と 213 は共に同じ文書の一部
	(横)	[横帳断片]				
	(金)	(金銭割賦帳)	(近世)			史料 211 と 213 は共に同じ文書の一部
	<b>(</b>	(金銭書上帳)	(近世)			史料 214 と 215 は共に同じ文書の一部
	(金)	(金銭書上帳)	(近世)	,		史料 214 と 215 は共に同じ文書の一部

先 備 考	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	ヒロタ 史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・348・348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報 着信紙綴の綴られていたものか	左右欠損 史料 204~206~208~210~216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写本の各々一丁	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・350・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	史料 225 と 227 は共に同じ文書の一部		史料 225 と 227 は共に同じ文書の一部	未記載
宛				東区瓦町一カド ショウキチ									
作成				イクノマチノウチホンマチ シマツヨネソウ									
年代				明治27年7月4日						(近世)	(近世)	(近世)	
表題(内容)	[真書太閤記]	真鲁太閤記	真會太閤記	[電報着信紙]	[真書太閤記]	[真書太閤記]	[真書太閤記]	〔真書太閤記〕	[真書太閤記] ,	[金銭書上帳]	[金銭書上帳]	[金銭書上帳]	(横丁の1丁)
号 枝番号													
史料番号	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228

編	史料 204~206~208~210~216~218~220~224~229~230~250~343。344~363~381~382~418~419~437~438~457 は同じ写本の各々一丁	史料 204~206~208~210~216~218~220~224~229~230~250~343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁		史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に綴られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に扱られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に綴られていたものか	史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電信局の電報着信 紙綴に綴られていたものか		右側半分欠損 史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電 信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	史料 235・237~242・259~261 は起中富山郵便電信局の電報着信 紙綴に綴られていたものか	史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電信局の電報着信 紙綴に綴られていたものか	史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電信局の電報着信 紙綴に綴られていたものか
先				スエヒロシ	じょ ハットリ	ーハンチ タッシムショ	+14791			トヤマシオホアサミナミ タマチ カサマツジロヘ イ方 カワイヤソハチ	327 99 09	テゥ
宛				瓦町一カドヤホンテン	ノウーンハジジンスケ	イマハシニーハンチカセホウリッシムショ	トヤマケン 五クワ			トヤマシオホアサミナ タマチ カサマツジロ イ方 カワイヤソハチ	トヤマシカジマ ハタヨイチロウ	トヤマケンテウ
作成				10/ホンマチ シマツ ヨネソウ	イクノキンサン アタチウジタロ	ヨウカ マルヤマセンスケ	フシキソクコウショ			トナミタンイシクロムラ ヲオアサホウリンジ カ ワイヨサフロウ	70 % "> 7 7 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	フシキソクコウショ
年 代				明治 27 年 7 月 4 日	明治27年7月4日	明治 27 年 7 月 4 日	明治27年11月20日		明治27年11月20日	明治 27 年 11 月 20 日	明治27年11月20日	明治27年11月20日
表題(内容)	(真書太閤記)	(真書太閤記)	(文書断片)	[電報着信紙]	[電報着信紙]	[電報着信紙]	[電報着信紙]	[文書断片]	[電報着信紙]	[電報善信紙]	(電報着信紙)	(電報著信紙)
枝番号												
史料番号	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240

編	史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電信局の電報着信 紙級に綴られていたものか	史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電信局の電報着信 紙綴に綴られていたものか	未記載		未記載		未記載	史料 225・227 と共に同じ文書の断片	未記載	史料 204~206~208~210~216~218~220~224~229~230~250~343。344~363~381~382~418~419~437~438~457 は同じ写本の各々一丁	史料 251・270・325 は関連文書 史料 251・269・270・287・288・ 324・325・459 は同じ簿冊に綴られていたものか	史科 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に扱られていたものか	史科 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に扱られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電料着信紙級に綴られていたものか
先	クエツヒリウ	o □++マ 9 +110									西頸城郡大野邨本間孫太 郎方 雇 石附太郎次	シ ハツトリ	_ 1757 1757	こ ヤナモリセ ヲヲハシマタ
宛	キマチ ホソカイシャ	ウメサワテウ ソウヒチカタ ヘイソウ										ンクニンハジッンスケ	<b>ヒンコマチ</b> ショウキチ	キタハマニ   カロカタ :   シウロ
成	きチョシキ	ラウタソウヘイ									条主任 属 桜	ヒラタシン	ヲカシモマチ ハソウ	テ ウスタリ
作	フシキナカ ジンサク	フシキ ヲウ									第二課土木係主任 属 井礼三郎	ラカヤマシシロ	<b>タンマトヨラカ:</b> フクキトクソウ	トヨヲカニツノスケ
年 代	明治 27 年 11 月 20 日	明治 27 年 11 月 20 日						(近世)			明治27年6月6日	明治 27 年 7 月 4 日	明治27年7月4日	明治27年7月4日
表 題 (内容)	[電報着信紙]	[電報着信紙]	[新潟県朱罫紙]	[文書断片]	[新潟県朱罫紙]	(文書断片)	[新潟県朱罫紙]	[金銭書上帳断片]	(新潟県朱罫紙)	(真書太閤記)	(測量雑費送金の件に 付き通牒)	(電報着信紙)	(電報著信紙)	(電報者信紙)
枝番号														
史料番号	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254

先備寿	5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 -	マンカイマチー二	海冊の表紙のみ 渡馬福島	タケンキニテ ナ 史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・7ンウロ 298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・346~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・433・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報書信紙綴に綴られていたものか	サイハンショケ 史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電信局の電報着信 7 紙綴に綴られていたものか	·ンフクロマチー/パ 史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電信局の電報著信 タカハヤシヤスタ 紙綴に綴られていたものか	マンヲウアザイゾミ 発信局は八尾、着信局は越中富山 史料 235・237~242・259~ コスギャジロ 261 は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	ムニンケログン シムラ マスダ	イリロマンキチ	7ニウスキマチ □□□	をガワイタロ	未記載	
宛	ヲサカヒカ ンマチ四 ∋	キタクマツ ニハンナ マツ		ッキン タケン・カノシンシウロ	トヤマクサンジキョク	トヤマシフクンチ タカハロウ	トヤマシラ マチ コス <sup>4</sup>	イヨノクニカワノイシフサギ	+1+ 1	プンゴノクニウ ヒロロロロロ	4		
作成	コウベン カトウ	スマニテ ラカダ	<b>废馬福島郵便電信局</b>	サカイニテ テラタ	ウオツクサイハンショ	トマリマチ ドイヤヨエモン	ヤツオマチフカミチニテマツモトコヘイ	ヒゥガサドワラ ワダカ ジロ方 マスダカ□タロ ゥ	シマダイ   ヒジカワ     ]				
年代	(明治 27 年) 7 月 8 日	明治27年7月8日	明治28年2月下旬	明治 27 年 7 月 8 日	明治27年11月20日	明治27年11月20日	明治27年11月20日	7 A 17 B	7月17日	7月17日	7月17日		
表 題 (內容)	[電報着信紙]	[電報着信紙]	内国和文局報着信原書 七六通	[電報着信紙]	(電報着信紙)	[電報着信紙]	(電報着信紙)	電報中継紙	電報中継紙	電報中継紙	電報中継紙	(新潟県朱罫紙)	
枝番号													
史料番号	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	366	

華		史料 251・269・270・287・288・324・325・459 は同じ簿⊪に綴られていたものか	史科 251・270・325 は関連文書 史料 251・269・270・287・288・324・325・459 は同じ簿冊に綴られていたものか	5 コ	5.イ	プログラス32~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報者信紙綴に綴られていたものか	/テ 右側一部欠損 史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	/メ 史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報 着信紙級に綴られていたものか
. 先		新潟県土木課	内務部第二課	・シニ キタムラロ	マチャイハライ	<b>ゲウロウロリング</b>	「四 第三銀行シテ	/ ウェンハシヒカシツメ ハツトリシンスケ
宛				12/2/ 74/2 D	アンチマチタロタ	6.	アント	
作成		中蒲原郡津島村大字金津 田村源五代 真柄畐七	内務部第二課 雇 石附太郎次	カミノマチ モリヤスヨンタロ	カミノマチ カワチエイセイカン	ラカヤマ ララクボセウカイ	モジ 第八七銀行シテン	ラカヤマン ヒラタジンジロ
年代		明治 27 年 8 月 2 口	明治27年6月1日	明治27年7月4日	明治 27 年 7 月 4 日	明治27年7月4日	(明治27年7月加)	明治27年7月8日
表題(内容)	[文書断片]	上申(新潟県中浦原郡小須戸線改築道路 郡小須戸線改築道路 第一工区に係わる同 郡津島村大字浦ヶ沢 地内田村顔五所有地 徴地代金錦求に付き)	(測量雑費概算請求訂 正方等に付き)	(電報着信紙)	[電報著信紙]	(電報   信報   [電報   ]	(電報着信紙)	[電報着信紙]
枝番号		·						
史料番号	268	569	270	271	272	273	274	275

史料番号	枝番号	表 題 (内容)	年代	作	宛 先	塞
276		(電報着信紙)・	明治27年7月8日	ラカヤマ エイセイ	トウシウ丁二 ススキキ スケカタ チホリナオチ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に祝られていたものか
277		(電報着信紙)	明治27年7月8日	ムララガマチイタシノムラ マエタヨネソウ	ホヘケイタイニ()レン タイタイルチウタイ マ エタジロソウ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
278		(路智着信紙)	明治 27 年 7 月 8 日	ヒメジ タイ八リヨタン チョウ	タイ四ンタンシレイプマナベサンホウチョ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報音信紙綴に扱られていたものか
279		(電報眷信紙)	明治 27 年 7 月 8 日	ホウヘイ第二ホウカン ロラシショテウ インハラショサ	ホウヘイタイニホウカン ホンンヨテウ セサキホ ウヘイタイサ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報音信紙綴に綴られていたものか
280		(電報着信紙)	明治27年7月8日	スマムラ リヨビヨイン	フシミ丁 ニホンセイヤクカイシヤ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報音信紙綴に扱られていたものか
281		電報中継紙	7月17日	[ ]	フンコノクニアマベクン ウスキマチ [ ] イ [ ] ウロウ	
282		電報中継紙	7月17日		ブゼンヤナギ[ ] イノ□□ツネシチ	ウスキマチ[ ]チ ナニハヤマンキチ方 ナガオカクマタロウ
283		電報中継紙	7月17日		ヒウカフクシマカミノマ チ カンベマゴジロウ	ヲ□□シニシカガホリ[ ]トウリ [ ]ゴシス□ジロウ
284		電報中継紙	7月17日	ヒウカフクシマカミノマ チ タケシタゼンエモン	ヲサカニシクキタホリエ □バンテウ ハマダゼン ジロウ	発信局は日向飫肥、
285		(新潟県朱罫紙)				未記載

<b>垂</b>	未記載	(所 史料 251・269・270・287・288・324・325・459 は同じ簿冊に綴られていたものか。	<b>曹所</b>	史料 289 と 326 は共に同じ文書の一部	ルニ	ンツメ 史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報音信紙総に綴られていたものか	9 女 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489(は大坂高麗橋郵便電信局の電報書信紙綴に綴られていたものか	右側半分欠損 史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	テウ	トゥ 史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	L ナ 史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	ノマキ 史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報著信紙綴に綴られていたものか
. 宛 先		第二区土木工営派遺所	第五区土木工営派遺所 技手 庄司則武		本丁ースジミナミイル七ハン ウラタニケン ロカタ ヤマサキションソ	ノウニンハシヒカシ ハツトリシンスケ	アワジマチ三 ヤマタイジロ		ラカヤマシカミノラ クサカイサブロウ	7 # 7 9 = 1 : +	シンアミテゥニ十九 ガヲカゲンシロ	シンリウドマチ ノョ
作成		第二課士木係主任 属 桜 井礼三郎	第二課士木係主任 属 桜 井礼三郎		ンヤマシンウョマチ ヤマモトヒョキチカタ シハタリョタロ	ヲカヤマシ ヒロタジン ジロウ	ラカヤマ アカキゲンシロ		ラサカホンマチ □□1 ジロクサフロウ	ケウトゴエンナイ カユ テイトウチョク	キタクスカハラマチ ネムラマサユキ	ラサカニシクウッボキタ 一ノ二十ハンヤシキ ハ キハラシゲ
年代		明治27年6月7日	明治27年6月7日	明治 27 年	明治 27 年 7 月 4 日	明治 27 年 7 月 4 日	明治27年7月4日	明治28年2月27日	[ ]2月10日	明治28年2月27日	明治28年2月27日	明治 28 年 2 月 27 日
表 題 (内容)	[新潟県朱罫紙]	(概算受取に係わる旅 費精算方に付き照会)	(5月分旅費追請求書 提出に関し精算報告 書添付方に付き照会)	明治廿七年維事丙書 類 (明治 27 年度維事 丙書類目錄)	[電報着信紙]	(電報着信紙)	<b>(電</b> 報警信紙 <u>)</u>	〔電報着信紙〕	[電報着信紙]	[電報著信紙]	(電報着信紙)	[電報音信紙]
史料番号 枝番号	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297

備	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489(は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に綴られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか				,	未記載	未記載	史料 306・307 は共に同一の文書の一部	史料 306・307 は共に同一の文書の一部	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489(は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に綴られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電料 着信紙綴に綴られていたものか
先	<b>オをバルと</b>	こっこうギス	チロキンマロ	ウスキ丁タフムジノシタ ワカハヤシヨモンダ方 ササクライクジロヲ	キタアマヘクンウスキマチ ヤマモトマンキチ	]ヘッフ □ タネダミノル					タカヤスタケ	キタクテンマヒカシテラマチ カラスセイソウンコ キタウチヤクジロ
苑	レウンン	トンク丁二ケ	#/U	ウスキ丁タフムジ ワカハヤシヨモン ササクライクジロ	+977	[ ナゴニデ :					7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	キタクテンマチ カラョーキタウデ
成	7 ≠ T ≠ 3 9 A	・シモト丁 サ ・チ	<b>/</b> ( )	ンマチキタ 26 キ ロサロロロ	ニシクニサキクンカワチムラ タナカ [ ] クロウ	ニサキゲンタマラ ダ ウチムラ					9 A マッニシンント□□ T ァサノヤコウジ	タカマツシ五ハンチョ六四ハンコ ナカムラキサフロ
作	岡山クシセボセウカイ	ヲカヤマハン	377T	ーンクシン こンヤシキ マサ	ニシクニサムラ タナロウ	ニシクニサ 					タカマツニシシント 丁 アサノヤコウジ	タカマツシ 四 ハ ン コ フロ
年 代	明治27年7月8日	明治27年7月8日	7月17日	7月17日	7月17日	7月17日					明治27年7月4日	明治27年7月4日
表 題 (内容)	(電報着信紙)	(電報着信紙)	電報中継紙	電報中継紙	電報中継紙	電報中継紙	[新潟県朱野紙]	(新潟県朱罫紙)	[養蚕関係集計表]	[養蚕関係集計表]	(電報着信紙)	(電報着信紙)
枝番号												
史料番号	298	599	900	301	302	303	304	305	306	307	308	309

崩	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に扱されていたものか	左側半分欠損	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便竃信局の電報着信紙級に扱られていたものか	史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	史料 314・315・424・442・444・445・465~468 は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	史料 314・315・424・442・444・445・465~468 は羽前加茂郵便 電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に扱られていたものか	電報本文記載なし 史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋町便託信局の電報着信紙綴に綴られていたものか			
先	7197	V+- >	カカイチ	十四十二	ンカモミナ・ジロウ	チカイソウテ	+ = 4 = 4 = = 4 = = = = = = = = = = = =	三へルモ	4:3	ダツネマツ	ンライト
宛	カハラマチニ ヲヒチウチ ク タロ	サンコウテウハ十一シロイクシコ	カフシキマイ	ホンムラマチチャッタトミ	ニシタカワグンカモミト イマキマゴジロウ	カモ アタチナ ン	ドウシュウマヤマイヘエ	ドウシュテウ トジウスケ	ウスキ タハラ	キッキ丁 ヮタ	モト丁 コメニ ウトクマツ
成	   	るぐら	四 カカエイジ	トマチニナウメタ ホッタタッ	ナバテウ ヲヲ ロウ方 ヲノフ	<b>イみキチ</b> (エ	ニッイチョウエ				. ト□□ サカ□ ケ
作	コリシマキキ	ヨコスカ	カフト丁四 ヨテン	コウベモトナカイカタジ	ナカタフタナンジャキキ	ライカタ カイシヤ	↑ ↑ ↑ •		ロマロマ	[ ] 4~4[	ヲサカエト□□ □ジウスケ
#	7月4日	2月27日	7月9日	28年2月27日	5月31日	5月31日	7月8日	7月8日			
年	明治 27 年 7 月	[ ]	明治 27 年 7 月	明治 28 年	明治 28 年	明治 28 年	明治 27 年 7 月	明治 27 年	7月17日	7月17日	7 A 17 H
表 題 (内容)	(電報着信紙)	(電報着信紙)	[電報著信紙]	[電報着信紙]	[電報着信紙]	(電報着信紙)	電報着信紙	電報音信紙	電報中継紙	電報中継紙	電報中継紙
枝番号											
史料番号	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320

審		未記載	未記載	史料 324・459 は関連文書 ・史料 251・269・270・287・288・324・325・459 は同じ簿冊に綴られていたものか	史料 251・270・325 は関連文書 史料 251・269・270・287・288・324・325・459 は同じ簿冊に綴られていたものか	史料 289 と 326 は共に同じ文書の一部	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報書信紙綴に綴られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗権郵便電信局の電報書信紙綴に扱られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報書信紙綴に級られていたものか	右側四分の一次損 史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報書信紙綴に綴られていたものか
先	ハラタミヲ			第二区土木工営派遣所	西頸城郡大野邨保坂孫太 郎方 傭 石附太郎次		チ三 カワシタ	南本丁四 オホクカタ カトウタカハン	ホン四 ヤマタヨン		~ <del>+ 4 · 7 + 4 · 1</del>
宛	ウスキ タ			第二区土才	西頸城郡大郎方 傭 名		ヒラノマチ三フクマツ	南本丁四 オオトゥタカハジ	ミナミホウンテン		10%2T
作成	イザベモ ひぐゆり			第二課土木係主任 属 桜井礼三郎	第二課土木係主任 属 桜井礼三郎		ゴホウマチ コニシカタカワシタ	タカマツ セイノカタ サトゥ六シロ	9777 99475		19509T 2042 40x
年 代	7月17日			明治27年6月1日	明治 27 年 6 月 28 日	明治 27 年	明治27年7月4日	明治27年7月4日	明治27年7月4日	明治28年2月27日	明治27年7月9日
表 題 (内容)	電報中継紙	[新潟県朱罫紙]	(新潟県朱罫紙)	(元道路看守人中邨伊 之助月給額回報方に 付き照会)	(測量維費精算報告書 及び概算請求書訂正 方に付き照会)	(明治 27 年度維事丙 書類目録)	(電報着信紙)	(電報着信紙)	(電報着信紙)	〔電報着信紙〕	(電報着信紙)
枝番号											
史料番号	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331

史料番号	枝番号	表 題 (内容)	年代	作成	宛 先	· 大
332		(電報着信紙)	明治 27 年 7 月 9 日	ムロ丁ミセイトウ	トラシウ丁二 イハイマッノスケ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報者信紙級に綴られていたものか
333		(電報着信紙)	明治27年7月9日	フカカハ ハシモト	ノカニンハシヒカシ ハットリシンスケ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~290・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
334		(電報着信紙)	明治27年7月9日	陸軍省 ノダケイリ局長	第四シタン ホリカント ク	史料336・335・334で一通の電報 史料219・222~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙紙に綴られていたものか
335		(電報着信紙)	明治27年7月9日	陸軍省 ノダケイリ局長	第四シタン ホリカント ク	史料336・335・334で一通の電料 史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗精郵便電信局の電報着信紙線に綴られていたものか
336		(電報着信紙)	明治27年7月9日	陸軍省 ノダケイリ局長	第四シタン ホリカント ク	史料336・335・334 で一通の電報 史料219・222~234・252~256・258・271~280・290・290・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙紙に綴られていたものか
337		電報中継紙	7 A 17 B	イタ[ ]ミ[ ]6 イ シトウテウキチ	サイキ[ ]ウチシウソ ヲ	
338		<b>建</b> 報中継紙	7月17日	1 2 □□□ 3 1 □□ 6 1 シトウテウキチ	タケタ ハルヲカテンキ	
339		電報中継紙	7月17日	ト[ ]ハロ[ ] ショテン	ウスキ□ンマチ キラサ タキチ	
340		電報中継紙	7月17日	~**4	タケタカ□ホンマチ コ ヲノカタ コモリ	
341		[新潟県朱罫紙]				未記載
342		(新潟県朱罫紙)				木記載

備寿	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗椿郵便電信局の電報 着信紙総に綴られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報書信紙綴に綴られていたものか	左側三分の二次損 史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高随橋郵便電信局の電報着信紙袋に綴られていたものか	左側四分の一欠損		史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	史科 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	史科 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便 電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報著信紙綴に綴られていたものか
先		· . •	マニマッ 三	南本丁ヤラヤマチキタヘイル キタニスエキチ	<b>→</b> サカイスシ イシ ラヘイ	テンマイチバ スキチ			シンアミテウ六十一ハン チ ヒロセゴロサク	77-1177 119 171	イサカ十三ハンチミ	ザイモクマチ十一バンチ ヲカダジエブ
宛			ドシウ丁三	南本丁ヤイル キュ	南本一サカタセウへイ	テンマイ	ソクキコ	474	シンアミチヒロナ	シンツナマチー キタロウカタ イ	トリイサクラミ	ザイモクマチ ヲカダジエブ
作成			1) 13>90 13>90	トクシマニシシンマチ ヲヲムラシンジ	コクサンカロテョヤリキマ	ハカタンモラヤママチンロウゾセイスケ			アタミ スズキヤカタ コ サワセイイチ	ナコヤシンヤナギテウイワタハンザヘモン	トヤマ エリラット	ケフトホウホウジニテ アベタイチロ
年代			明治27年7月4日	明治 27 年 7 月 4 日	明治 27 年 7 月 4 日	(明治 27 年 7 月 ヵ)		[ ]6月24日	明治28年2月27日	明治28年2月27日	明治28年2月27日	明治28年2月27日
3 数 (内容)	[真鲁太閤記]	[真書太閤記]	[電報着信紙]	[電報着信紙]	[電報着信紙]	[電報着信紙]	[電報着信紙]	(電報着信紙)	[電報著信紙]	(電報着信紙)	[電報著信紙]	[電報着信紙]
史料番号 枝番号	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354

史料番号	枝番号	表題(内容)	年代	作成	宛 先	華
355		(電報着信紙)	明治28年2月27日	キヨトフヤマチ ヒラキャカタ キリヤマハコブ	カスミテウニ カネコケン タロウカタ ダンタクマ	史料 293・295~297・313・380・351~355・490 は東京麻布郵便 電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
356		電報中継紙	7月17日	イタチホリキタ5 カヒトクサフロ	ホ[ ]クロキマツ タロ	
357		形物中继统	7月17日	ヲサカイタチキタ5 カ ヒトクサフロヲ	ホ[ ] イチマサセ イキチ	
358	,	電報中継紙	7月17日	コラベサカヘマチ4テウ メ58ハンテウ コマツ クスヤ□□テン	サエキ丁 サワキミネタ	
359		電報中継紙	7月17日	ヲサカイタチホリキタ5 カヒトクサフロウ方 ア ヲキ	キタ丁 アラキハチヘイ 方 マツタ	
360		(新潟県朱罫紙)				未記載
361		(新潟県朱罫紙]				未記載
362		(海冊の1丁)				未記載
363		真鲁太閤記				史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
364		(選報着信紙)	明治27年7月4日	トクシマサコミタニ サワイリヨジ	フシミ町一 イモトトリヒキミセ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
365		(電報着信紙)	明治 27 年 7 月 4 日	アハカベムギ マスコウ	テンアミノカワウラマチナラマサ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報普信紙綴に綴られていたものか
366		(電報着信紙)	明治27年7月4日	1/2/20#3] 02#	アンチ丁 ミツイヨシソウ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
367		[文書断片]				

先	右側三分の一欠損 史料 388・386・388・406~412・429・430・496 は相機構須賀郵便電信局の電報音信紙綴に綴られていたものか	史料 369・390~393 は釧路郵便電信局の電報着信紙綴に綴られて いたものか	史料 370~374 は東京神田郵便電信局の電報著信紙綴に綴られて いたものか	史料 370~374 は東京神田郵便電信局の電報着信紙綴に綴られて いたものか	史料 370~374 は東京神田郵便電信局の電報着信紙綴に綴られて いたものか	史料 370~374 は東京神田郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	タ 史料 370~374 は東京神田郵便電信局の電報著信紙綴に綴られていたものか	][ ]]	ラサカアワホリ4テウメ コイツミセイサヘモンニ テ ヲヲタケ□ンゴ	トヨケイカンダサカエマ チ 1 4 ベンチ ロタナベ トリカタ ロタナベシロ ウ	- サキクンムサ フラケニヤス□	未記載	未記載	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	th ★ 304~20€ • 208~210 • 216~218 • 290~294 • 290 • 230 • 250
低		クシロ	カンタ	カンタ	カンタ	カンタ	ムサシカ口タ	ラサカ[ チ[ ]	ヲサカアワ <sub>は</sub> コイツミセィ テ ヲヲタケ	トラケイカン チ 1 4 バン トリカタ ワ ウ	ヒカシクニナ シムラ ヲヲ ヲ				
作成								ブンゴタケタマチ ニシ ゼンロウ	ブンコサカノ セキマチ ゥ□フ□ンジロウ	7>39≈51 310 99×□0	ナライリグンタマライヤスマッセンタロ				
#	明治 27 年 12 月 29 日	(明治28年)8月 27日	明治27年6月24日	明治27年6月24日	明治27年6月24日	明治27年6月24日	明治27年6月24日	7 A 17 B	7月17日	7月17日	7月17日				
表 題 (内容)	[電報着信紙]	[電報著信紙]	[電報着信紙]	[電報着信紙]	〔電報着信紙〕	(電報着信紙)	電報着信紙	電報中継紙	<b>宿報中継紙</b>	電報中継紙	電報中継紙	[新潟県朱罫紙]	(新潟県朱罫紙)	[真書太閤記]	(真書太閤記)
号 枝番号															
史料番号	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382

編	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗椿郵便電信局の電報 着信紙級に綴られていたものか	史科 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗椿郵便電信局の電報著信紙綴に綴られていたものか	史科 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗椿郵便電信局の電報 着信紙綴に綴られていたものか	左側半分欠損 史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模権須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	左側半分欠損 史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模構須貿郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模機須寶郵 便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模横須寶郵 便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか		史科 369・390~393 は釧路郵便電信局の電報着信紙綴に綴られて いたものか	史科 369・390~393 は釧路郵便電信局の電報着信紙綴に綴られて いたものか	史料 369・390~393 は釧路郵便電信局の電報着信紙綴に綴られて いたものか	史料 369・390~393 は釧路郵便電信局の電報着信紙綴に綴られて いたものか	
先	77-77	第一キンコウ	<pre></pre>	n #	ソクキコ				, E >	ベン	بر د		マモトシツボイヒロマ ミマナカタメシロウ チ タカツヘイソウ
苑	サント トン・サント	コウ□イ う シテン	9=7+ 9 = 3++	構スカ ソク	チンジユフ	ョコスカ	ョコスカ		42 044	42 044	750 20	0%6	クマモトシ チ ミマナフ ウチ タカツ
苡	チナカタデン	タイ五キンコ	P										ノマチ ウエノ
俳	7 <del>+ 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + </del>	0 4 C C C C C C C C C C C C C C C C C C	44 19										タケタホンヌキゾウ
#	明治27年7月4日	明治 27 年 7 月 4 日	明治 27 年 7 月 4 日	(明治 27 年ヵ)	(明治 27 年ヵ)	明治 27 年 12 月 31 日	明治 27 年 12 月 31 日		明治 28 年 8 月 27 日	明治 28 年 8 月 28 日	治28年)8月27	治28年]8月27	17 H
#	明治 2	明治 2	明治2	(明治	場面	明治 2	明治 2		明治 2	明治 2	明田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	(明治日	7月17
表 題 (内容)	(電報着信紙)	(電報着信紙)	(電報着信紙)	(電報着信紙)	[電報着信紙]	(電報着信紙)	(電報着信紙)	[電報養信紙断片]	[電報着信紙]	[電報着信紙]	[電報著信紙]	(電報着信紙)	電報中継紙
枝番号				1	2								
史料番号	383	384	385	386	386	387	388	389	390	391	392	393	394

史料番号	枝番号	表 題 (内容)	#	作成	宛先	華
395		電報中継紙	7 月 17 日	セキコウザン [ ] メイフ□タロ	ニシウワグンキスキムラ キキ セイゲッカンシュ ンジン	
396		電報中継紙	7月17日	ブンコナライリグンタマ ライムラ ヤノキンジロ	ラサカホンマチ2テウメ ソトムラテイジロ	
397		電報中継紙	7月17日		フサンイリエマチ サナ ダヒコサエモン方ニテ エダスケマツ	
398		(新潟県中魚沼郡茶業 組合規約認可願書訂 正方に付き回答)	明治 21 年 5 月 1 日	中魚沼郡役所	本県農商課	史科 398・399・400・435・436・455・456・473・474は関連文書史料 398・399・400・435・436・455・456・472・473・474 は同じ簿冊に編綴されていたものか
399		茶業組合規約認可之件 (新潟県中魚沼郡 茶業組合規約認可の件)	明治21年5月4日			農商課主任 属 師岡恭平   史料 400 と 399 で 1 点の文書 ・史料398・399・400・435・436・455・456・473・474 は関連文書 ・史料398・399・400・435・436・455・456・472・473・474 は同じ簿冊に編綴されていたものか
400		茶業組合規約認可之件 (新潟県中魚沿郡 茶業組合規約認可の件)	明治 21 年 5 月 4 日	農商課主任 属 師岡恭平		史料 400 と 399 で 1 点の文書 安料 398・399・400・435・436・455・456・473・474 は関連文書 史料 398・399・400・435・436・455・456・472・473・474 は同じ簿冊に編綴されていたものか
401		明治廿二年壮丁名簿 (新潟県北魚沼郡上條 村馬場富次郎)	明治 22 年			
402		明治廿二年壮丁名簿 (新潟県北魚沼郡上條 村馬場才次郎)	明治 22 年			
403		明治廿二年壮丁名簿 (新為県北魚沼郡上條 村穴沢万太郎)	明治 22 年			
404		(電報着信紙)	明治 27 年 7 月 4 日	本丁 コウサンギンコウ[ ]	第一銀行為替	史科 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗精郵便電信局の電料書信紙級に綴られていたものか

史料番号	枝番号	表 題 (内容)	年代	作成	宛 先	二 二 一 元
405		(電報着信紙)	明治 27 年 7 月 4 日	マッヤマシカヤマチ ハラヨウシロ	タニマチ三 フクキヤス ケ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報 着信紙綴に綴られていたものか
406		[電報着信紙]	明治 27 年 12 月 29 日			右側三分の一欠損 史料 368・386~388・406~412・429・430・466 は相模機須寶郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
407		[電報着信紙]	明治 27 年 12 月 26 日		ソクキコ	史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模横須賀郵 便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
408		[電報着信紙]	明治 27 年 12 月 25 日		ョコスカチンチュフソク キコ	史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模横須賀郵 便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
409		(電報着信紙)	明治 27 年 12 月 27 日		チンシユフソクキコ	史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模横須賀郵 便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
410		(電報眷信紙]	明治 27 年 12 月 27 日		ヨコスカソクキコ	史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模横須賀郵 便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
411		(電報着信紙)	明治 27 年 12 月 28 日		サかき横スカソクキコ	史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模横須賀郵 便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
412		[電報着信紙]	明治 27 年 12 月 31 日		ヨコスカチンジュフソク キコ	史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模構須賀郵 便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
413		[電報中継紙]	7月17日	[ ]	[ ]	
414		[電報中継紙]	7月17日	ブンコタケタ ツルラカ   シキ	ヲサカイタチホリ□□□ トウリ6テウメ インド ウテウキチ	
415		[電報中継紙]	7月17日	タケタマチ477ハンチ サイキソイ方 マエタヤ スジロ	ヲサカシナカノシマ4チ ウメ ハセカワ□□□□ ガニテ ワシノウス□チ ジロヲ	
416		[電報中継紙]	7月17日	タケタホンマチ コヲノ 方 エトヲ		
417		廿五年度第二期地方 税域額調書	明治25年8月20日	西蒲原郡長 吉川庄蔵	新潟県知事 籠手田安定	
418		真書太閤記	•			史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
-						

史料番号 4	枝番号	表 題(内容)	年代	作成	宛 先	本 由社 901/~ 906 - 906 - 910 ~ 916 ~ 916 - 930 - 930 - 950 -
6		(吳會太)				文科 Z44~Z06~Z08~Z10~Z18~Z28~Z29~Z29~Z39~Z30~ 343~344~363~381~382~418~419~437~438~457 は同じ写 本の各々一丁
420		(電報者信紙)	明治 27 年 7 月 4 日	[ ]	[ 1) 499470	右側一部次損 史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高 <b>麗稀</b> 郵便電信局の電報著信紙経に綴られていたものか
421		[文書断片]				工事関係書類の断片か
422		電報着信紙	明治 27 年 7 月 4 日	マンヤマニシホリハタクシウフジロ	トシヨマチ三 バイヤクヲロシウリカイシヤ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報普信紙級に扱られていたものか
423		(電報著信紙)	明治 27 年 7 月 4 日	マンヤマカヤマチ アラキヘイハチ	キタクワタヤマチ五七サカイニへイ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に扱られていたものか
424		(電報着信紙)	明治28年5月31日	[ ]	[ ]	右側三分の一欠損 史料314・315・424・442・444・445・465~468 は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
425		(電報着信紙)	明治 28 年 5 月 3 日		市川局	史科 426・425・427 で 1 通の電報であるが、史料 425・427 は同文
426		[電報著信紙]	明治28年5月3日		市川局	史科 426・425・427 で 1 通の電報であるが、史料 425・427 は同文
427		(電報着信紙)	明治28年5月3日		市川局	史料 426・425・427 で 1 通の電報であるが、史料 425・427 は同文
428		内国和文眷信気象報 十三通	明治 27 年 12 月下旬	相模国横須賀郵便電信局		簿冊の表紙のみ
429		[電報眷信紙]	明治 27 年 12 月 23 日	ヨコスカチンジュフソク キコ		史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模機須賀郵 便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
430		[電報着信紙]	(明治 27 年) 12 月 24 日		ソクキコ	史料 368・386~388・406~412・429・430・496 は相模横須賀郵 便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
431		電報中継紙	7月18日	<i>へぐれん</i> □□ <i>६</i>	モトマチ タニナカキチ	

套			海用の表紙のみ	史料 436 と 435 で 1 点の文書 史料 398・399・400・435・436・456・473・474 は関連文書 史料 398・399・400・435・436・456・456・472・473・474 は同じ簿冊に編綴されていたものか	史料 436 と 435 で 1 点の文書 東料 398・399・400・435・436・456・473・474 は関連文書 史料 398・399・400・435・436・456・456・472・473・474 は同じ簿冊に編綴されていたものか	史料 204~206~208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	史料 204~206~208~210~216~218~220~224~229~230~250~343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に扱られていたものか	グンチウマチナタアコハチニテ ニシサワツネヒチ 本町 イナニシコウメイカイシヤニテ ニシサワテウベエ 史料 219・232~234・252~256・258・258・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462のか
先	71271	12122						タカタジョ	
宛	ウスキ リウケ シヤシウヤク	サイキマチ・キチ		中魚沼郡役所	中魚沼郡役所		,	キタハマニ カイシテン	
作成	イタチホリトウリ トウシテンイナ	ビッチウタマシマエビス マチ テラサキチョウジ ロ方 シンコウマルクメ スウ	大分郵便電信局	農商課主任 師岡属	農商課主任 師岡屬			ナンヨテットウカインヤ	
年代	7月18日	7月18日	明治27年7月18日	明治 21 年 4 月 20 日	明治 21 年 4 月 20 日			明治27年7月4日	明治27年7月4日
表 題 (内容)	電報中継紙	電報中継紙	内国和文中継信官私 報 弐百五通	茶業組合規約訂正方 照会之件 (新潟県中 魚沼郡茶業組合規約 訂正方に付き照会の 件]	茶業組合規約訂正方 照会之件 (新潟県中 魚沼郡茶業組合規約 訂正方に付き照会の 件]	〔真書太閤記〕	真會太閤記	(電報着信紙)	(電報着信紙)
枝番号									
史料番号	432	433	434	435	436	437	438	439	440

史料番号	枝番号	表 題 (内容)	# #	作成	宛 先	華
441		[電報着信紙]	明治27年7月4日	イマハルニテ マタサフロ	ヲヲテトウリニ イトウマタハイ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に綴られていたものか
442		[電報着信紙]	[明治 28 年 5 月 ヵ]	サカタフナバテウ ヲヲ タニマコ七テン	ウゼンカモミナト トビ ツカシン八方 ワタナベ サダノスケ	左側三分の一欠損 史料 314・315・424・442・444・446・465~468 は羽前加茂郵便電信局の電報音信紙綴に綴られていたものか
443		(電報着信紙)	明治28年5月3日			後欠
444		(電報着信紙)	明治28年5月31日	サカタフナバテウ ナカ ニシテウザヘモンカタ スガイセウザヘモン	カモ ヲカタサクタロウ カタ コウリキマルタロ ウザヘモン	史料 314・315・424・442・445・445・465~468 は羽前加茂郵便電信局の電報書信紙綴に綴られていたものか
445		[電報着信紙]	明治28年5月31日	サカタフナバテウ オホ タニマコ七	<b>ウゼンカモ トピッカシ</b> ンパチ	史料 314・315・424・442・444・445・465~468 は羽前加茂郵便 電信局の電報書信紙綴に綴られていたものか
446		[電報着信紙]	明治28年5月1日		<b>各</b>	
447		内国和文書信局報 弐 拾八通	明治28年5月上旬	松戸郵便電信局		海冊の技紙のみ
448		(電報書信紙)	明治28年5月2日			
449		(電報着信紙)	明治28年5月3日		クナイカク	後欠
450		[文書断片]				
451		電報中継紙	7月18日	[ ]	カミ〇〇サイキツルヲカ 〇〇 ミヤサキミキゾウ	
452		電報中継紙	7月18日	クマモトケンアキタグン フルマチムラ イチハラ エイタロ	ノヘラカコンヤ丁 ゴト ウゴンソウカタ 井ダイ ソヘイ	
453		電報中継紙	7月18日	エノコシマミヤサキクミカタジママゴタロ	ノベヲカアサミナミマチ キゴヲトラキチ	
454		電報中継紙	7月18日	クマモトケンアキタグン フルマチムラシンノ 4ハ ンコ イシハラエイタロウ	/ ペラカコンヤマチ ゴ トウゴンゾウカタ イタ イソヘイ	
455		茶業組合規約更正照 会之件 (新潟県中魚 沼郡茶業組合規約更 正方に付き照会の件)	明治21年2月	農商課主任 属 師岡恭平	中魚沼郡役所	史科 456 と 455 で 1 点の文書 史料 398・399・400・435・436・455・456・473・474 は関連文書 史料 398・399・400・435・436・455・456・472・473・474 は同じ簿冊に編綴されていたものか

# **	史料 456 と 455 で 1 点の文書 史料 398・399・400・435・436・455・456・473・474 は関連文書 史料 398・399・400・435・436・455・456・472・473・474 は同じ簿冊に編綴されていたものか	史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・ 343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写 本の各々一丁	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~411・458・460~462・489 は大坂高麗精郵便電信局の電報着信紙級に綴られていたものか	史料 324・459 は関連文書、史料 251・269・270・287・288・324・325・459 は同じ簿冊に綴られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に綴られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報・着信紙級に綴られていたものか	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489(は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙級に綴られていたものか	左側半分欠損	「□補原□役□之印」あり	史料 314・315・424・442・444・445・465〜468 は羽前加茂郵便電信局の電報警信紙綴に綴られていたものか
先			\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	當派遣所	ヤマナカリエモン	77549	<b>+</b>			+790
苑	中魚沼郡役所		9 - T - 9 □ 10 9 - F ≷ F	第二区土木工営派遣所	本町 ヤマナ)	+\$//2_ 77549 ol	アフラヤクマハチ	行徳局		カモ ヲカタサクタ
成	属 師岡恭平		オカンロク	主任 桜井	セ シンハチ	9 13				(テウ ナカ (モン方 ス モン
作	農商課主任 师		<b>ヨシタ アサヲカンロ</b>	第二課土木係主任屬	13 42 7 4 4	ヒヨトウマサタカ	ぜクコウレン			サカタフナバテウ ナニシテウサヘモン方 カイセウサヘモン カイセウサヘモン
年 代	明治 21 年 2 月		明治 27 年 7 月 4 日	明治 27 年 5 月 29 日	明治 27 年 7 月 4 日	明治27年7月4日	明治 27 年 7 月 4 日	(明治28年5月4)		明治 28 年 5 月 31 日
表 題 (内容)	茶業組合規約更正照 会之件 (新潟県中魚 沿部茶業組合規約更 正方に付き照会の件)	(真鲁太閤記)	(電報着信紙]	(新潟県岩船部邨上町 道路看守人中邨伊之 助解職に関し5月分 給料送金方に付き照 会]	[電報着信紙]	[電報着信紙]	(電報着信紙]	(電報着信紙)	[分書版片]	電報着信紙
枝番号										
史料番号	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465

備	ク 史料 314・315・424・442・446・465~468 は羽前加茂郵便 第信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	ナ   史料 314・315・424・442・446・445・465~468 は羽前加茂郵便 電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	2 史料 314・315・424・442・444・445・465~468 は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。	11 0	н		史料 398・399・400・435・436・455・456・472・473・474 は同じ簿冊に編綴されていたものか	史料 398・399・400・435・436・455・456・473・474 は関連文書 史料 398・399・400・435・436・455・456・472・473・474 は同 じ簿冊に編綴されていたものか	史料 398・399・400・435・436・455・456・473・474 は関連文書史料 398・399・400・435・436・455・456・472・473・474 は同じ簿冊に編綴されていたものか			明治 22 年の壮丁名簿の簿冊に綴られていたものか
宛 先	ウセンカモ ヲカタサク タロ方 コウリキマルタ ロザヘモン	ウゼンカモミナト ハナ ザワヨシゾウ	カモ ハナサワヨシソウ	イタケンフンゴノク ヤミゲンフカエム 5 ロツマンジロ	タケタカウヤマチ ミ   ノカタ コモリ	カスキ丁 ワラシンセイ		本県第一部農商課	本県農商課			
作成	サカタフナバテウ ナカ ウ ニシテウザヘモン スカ タ イセウサエモン	ウゴサカタホンテウ ス ウカワラキスケ方 マスダ サトラキスケ方 マスダ サトラキチ	サカタホンテウ六テウメ サトウセイキチ	ランドセト ラキモトマ ラ クキチ ヒ	ハヤンクラ	トウシマ ヨンカン ウ	農商課主任 属 師岡恭平	中魚沼郡役所	中魚沼郡役所			
年 代	明治 28 年 5 月 31 日	明治28年5月31日	明治28年5月31日	7月18日	7月18日	7月18日	明治 21 年 5 月 10 日	明治 21 年 2 月 20 日	明治 21 年 4 月 16 日	明治 22 年	明治 22 年	明治 21 年
表 題 (内容)	電報誊信紙	電報着信紙	電報寄信紙	電報中継紙	電報中継紙	電報中継紙	茶業組合規約認可之件 (新潟県南浦原郡 茶業組合規約認可の件)	(新潟県中魚沼郡茶業 組合規約認可出願の 件)	(新潟県中魚沼郡茶業 組合規約更正の上差 出に付き取扱方照会 の件)	明治廿二年廿丁名簿 〔新潟県北魚沼郡上條 村穴沢次郎助〕	明治廿二年壮丁名簿 (新潟県北魚沼郡高根 村佐藤金三郎)	明治廿一年壮丁名簿 (新潟県北魚沼郡高根 村佐藤音三郎)
史料番号 枝番号	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477

金			地方稅	史料 481・483~485・487 は中魚沼郡役所より新潟県に提出された中魚沼郡統計項目表のそれぞれ一部と思われる	史料 486 は史料 482 の後ろに綴られていた南魚沼郡統計項目表の一部 南魚沼郡統計	史料 481・483~485・487 は中魚沼郡役所より新潟県に提出された中魚沼郡統計項目表のそれぞれ一部と思われる	史料 481・483~485・487 は中魚沼郡役所より新潟県に提出された中魚沼郡統計項目表のそれぞれ一部と思われる	史料 481・483~485・487 は中魚沼郡役所より新潟県に提出された中魚沼郡統計項目表のそれぞれ一部と思われる	史料 486 は史料 482 の後ろに綴られていた南魚沼郡統計項目表の 一部 南魚沼郡統計	史料 481・483~485・487 は中魚沼郡役所より新潟県に提出された中魚沼郡統計項目表のそれぞれ一部と思われる	地方稅	右側三分の二次損 史料 219・232~234・252~256・258・271~・280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗精郵収電信局の電報着信紙総に綴られていたものか
宛 先			新潟県知事 龍手田安定	(新潟県内務部)	本県内務部	(新潟県内務部)	(新潟県内務部)	(新潟県内務部)	本具内務部	(新潟県内務部)	新潟県知事 籠手田安定	
作成			西浦原郡長 吉川庄蔵   第	(中魚沼郡役所)	南魚沼郡役所	[中魚沼郡役所]	[中魚沼郡役所]	[中魚沼郡役所]	南魚沼郡役所	[中魚沼郡役所]	刈羽郡長 安田正秀 #	
年 代	明治 22 年	明治 22 年	明治25年10月5日	(明治 27 年ヵ)	明治27年4月2日	[明治 27 年ヵ]	(明治 27 年ヵ)	(明治 27 年ヵ)	明治27年4月2日	(明治27年ヵ)	明治25年10月10日	明治27年7月9日
表 題 (内容)	明治二十二年壮丁名 簿〔新潟県北魚沼郡 入広瀬村浅井品吉〕	明治二十二年壮丁名 簿〔新潟県北魚沼郡 入広瀬村佐藤惣五郎〕	廿五年度第二期地方 税减額調書	(新潟県中魚沼郡統計 項目表第二十二通運 会社)	(明治 20 年訓令第 10 号による新潟県南魚 沼郡統計項目表回送 の件)	(新潟県中魚沼郡統計 項目表第二十五町村 / 貯蓄物)	(新潟県中魚沼郡統計 項目表第十九質屋/ 金利歩合)	(新潟県中魚沼郡統計 項目表第十八質屋/ 貸金)	(新為県南魚沼郡統計 項目表第七木材/相場)	(新潟県中魚沼郡統計 項目表第八統猟人員)	明治廿五年度第二期地方稅納額調書	(電報着信紙)
号 枝番号		-										
史料番号	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489

	0	Γ—		I	1		
衛	ョコスカマチシライリ十   ホンムラテウ百四十五ハ   左側半分久損 史料 293・295~297・313・330・351~355・490   ニハンチ サカテリウキ   ンチ トウケイセイコウ   は東京麻布郵便電信局の追報音信紙綴に綴られていたものかチ カブシキカイシヤ			トヤ [ ] カン [ ] 発信局は「イナミ」 タケ [ ] カワ イ [ ]			音信局は相模横須賀 史料 368・386~388・406~412・429・430・ 496 は相模構須賀郵便電信局の電報者信紙綴に綴られていたもの か
先	テウ百四十五ハ ワイセイコウ カイシヤ			カシ[ ]   カワ 			
宛	ホンムラテウ百四- ンチ トウケイセ・ カブシキカイシヤ						
改	ゲシライリ <del>ト</del> サカテリウキ					•	
作	ョコスカマ ニハンチ チ						
: A				] 11月30日			明治 27 年 12 月 30 日
年				_			明准
表 題 (内容)	[張報書信紙]	(文書断片)	(文書断片)	[電報着信紙断片]	(文書断片)	(文書断片)	(電報音信紙断片)
枝番号							
史料番号	490	491	492	493	494	495	496